

平成 27 年第 2 回定例会

むかわ町議会会議録

平成27年 6月15日 開会

平成27年 6月15日 閉会

むかわ町議会

平成27年第2回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月15日)	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	7
町長行政報告及び町長提出事件の概要説明	7
一般質問	10
山崎満敬議員	10
大松紀美子議員	13
野田省一議員	27
三上純一議員	36
中島勲議員	48
北村修議員	55
報告第1号の上程、説明、質疑	69
報告第2号の上程、説明、質疑	71
報告第3号の上程、説明、質疑	72
承認第1号から承認第3号の一括上程、説明、質疑、採決	73
承認第4号から承認第6号の一括上程、説明、質疑、採決	77

議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
会議時間の延長	84
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
所管事務調査報告書の件	95
閉会中の特定事件等調査の件	96
議員の派遣に関する件	96
閉議及び閉会	97
署名議員	99

むかわ町告示第33号

平成27年第2回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年6月5日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成27年6月15日（月）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	山崎満敬	議員	2番	佐藤守	議員
3番	中島勲	議員	4番	大松紀美子	議員
5番	三上純一	議員	6番	星正臣	議員
7番	長谷川健夫	議員	8番	小坂利政	議員
9番	山崎真照	議員	10番	津川篤	議員
11番	北村修	議員	12番	木下隆志	議員
13番	野田省一	議員	14番	三倉英規	議員

不応招議員（なし）

平成27年第2回むかわ町議会定例会

議事日程（第1号）

平成27年6月15日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 町長行政報告及び町長提出事件の概要説明
 - 第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	山崎満敬	議員	2番	佐藤守	議員
3番	中島勲	議員	4番	大松紀美子	議員
5番	三上純一	議員	6番	星正臣	議員
7番	長谷川健夫	議員	8番	小坂利政	議員
9番	山崎真照	議員	10番	津川篤	議員
11番	北村修	議員	12番	木下隆志	議員
13番	野田省一	議員	14番	三倉英規	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	山岡康伸	会計管理者	光井淳
総務企画課長	奥村誠治	総務企画課長	齊藤春樹

総務企画課 主幹	西 幸 宏	総務企画課 主幹	石 川 英 毅
総務企画課 主幹	酒 卷 宏 臣	総務企画課 主幹	上 田 光 男
町民生活課長	八 木 敏 彦	町民生活課 主幹	飯 田 洋 明
健康福祉課長	高 橋 道 雄	健康福祉課 主幹	今 井 喜代子
健康福祉課 主幹	篠 崎 二三彦	産業振興課長	成 田 忠 則
産業振興課 主幹	天 野 良 信	産業振興課 主幹	鎌 田 晃
建設水道課長	為 田 雅 弘	建設水道課 参事	山 口 義 雄
建設水道課 主幹	藤 井 清 和	地域振興課長	大久保 利 裕
地域振興課 参事	萬 純二郎	地域振興課 主幹	田 口 博
地域振興課 主幹	中 澤 十四三	地域経済課長	藤 江 伸
地域経済課 主幹	山 本 徹	国民健康保険 穂別診療所 参事 務 長	石 垣 政 志
教 育 長	阿 部 博 之	生涯学習課長	高 田 純 市
生涯学習課 主幹	中 村 博	生涯学習課 主幹	大 塚 治 樹
教育振興室長	金 本 和 弘	教育振興室 主幹	加 藤 英 樹
選挙管理委員 会事務局長	奥 村 誠 治	農業委員 会事務局長	田 所 隆
農業委員 会支局局長	藤 江 伸	監 査 委 員	辻 圓 治

事務局職員出席者

事 務 局 長 新 正 之 主 任 山 木 美 幸

◎開会及び開議の宣告

○議長（三倉英規君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三倉英規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、長谷川健夫議員、8番、小坂利政議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（三倉英規君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員長から、6月9日開催の第5回議会運営委員会での本定例会の運営にかかわる協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許します。

三上議会運営委員長。

〔三上純一議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（三上純一君） 議長のお許しをいただきましたので、今日9日に開催いたしました第5回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第2回定例会の運営に関する件であります。

まず、渋谷副町長及び議長から、町長及び議員等からの提出を予定している事件の主要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される事件は12件で、その内訳は、報告3件、承認6件、議案3件であります。

提出事件の取り扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議

題とする事件は、会期日程表に記載のとおりでございます。

承認第1号から承認第3号までの3件と承認第4号から承認第6号までの3件であります。

次に、議員等から提出を予定している事件は、追加配付5件であり、その内訳は意見書2件、その他3件であります。意見書案については今月5日、各常任委員会が開催され、協議の結果、意見書第4号については、所定の賛成者をつけ提出されます。

意見書案第5号については、産業建設常任委員会構成員で提出することに決定しております。

陳情書等の取り扱いについては、3月定例会以降受けたもので8件であります。お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。1件が意見書案第5号として提出され、7件が全議員への文書配付としておりますので、御理解願います。

次に、一般質問については、山崎満敬議員ほか5名から14項目の通告がありました。その取り扱いは通告どおりとします。

次に、本定例会の会期については、以上の事件数とその取り扱いから、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日からあす16日までの2日間としたところであります。

質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁いただき、時間の短縮に御理解賜るとともに、規律ある会議運営の観点から、特に私語などは厳に慎まれるようお願いを申し上げます。

次に、本会議場における服装ですが、クールビズの趣旨を踏まえ、ネクタイの着用は自由とさせていただきます。

最後に、議会議中継であります。情報公開を推進するため、従来どおり、むかわ四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上申し上げます、平成27年第5回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日から16日までの2間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から16日までの2日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（三倉英規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第66号のとおりですので、御了承を願います。

◎町長行政報告及び町長提出事件の概要説明

○議長（三倉英規君） 日程第4、町長行政報告及び町長提出事件の概要説明を行います。町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 本日、ここに平成27年第2回むかわ町議会定例会を開会するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただき、厚くお礼を申し上げるものでございます。

最初に、本町旭岡の住宅で銃弾が発見された件につきまして御報告を申し上げます。

本件は、6月8日午後5時ごろに、旭岡地区の住宅におきまして、3階洋室の三重の窓ガラスのうち一、二枚目を貫通し、2枚目と3枚目の間に長さ2センチの銃弾が発見されたと居住者の方から苫小牧警察署鷓川交番に届け出がなされたところでございます。

苫小牧警察署では、3枚目のガラスが貫通していないことから、銃弾が何らかのものに当たり、はね返った可能性が高いと見て、現在、捜査を行っている状況であります。

このたび被害に遭われた方には、心からお見舞いを申し上げますとともに、今後このようなことが起きないことを切に願うものであります。

今回の事件を受けて、北海道猟友会苫小牧支部鷓川部会は、有害鳥獣駆除を4月1日から実施しておりましたが、銃弾が住宅で発見されたことを重く受けとめ、猟友会会員に対し、狩猟における安全対策の徹底を講ずるよう周知を図るとともに、6月10日から6月30日までの間、自主的に有害鳥獣駆除を自粛することとして、町に申し出が出されたところでござい

ます。また、猟友会苫小牧支部穂別部会につきましても、鶴川部会から呼びかけに応じ、同様の対応をとることとしたところでございます。

町としましても、旭岡自治会長と相談し、地域の2カ所に発砲禁止看板の設置を行うとともに、自治会会員の皆さんに対し、猟友会としての取り組みと町の対策についての文書配布を行い、不安の解消に努めてきたところでございます。

今後におきましては、警察の捜査状況を注意深く見守りつつ、状況に応じて、関係機関と連携した対応に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、旭岡地区の住宅における銃弾の発見にかかわる経過と対応についての行政報告いたします。

続いて、本定例会で御審議いただく事件は、報告3件、承認6件、議案3件でございます。

報告第1号 むかわ町国民保護計画の変更に関する件につきましては、北海道国民保護計画の変更並びに関係機関及び町の組織改編に伴う名称変更等により、むかわ町国民保護計画を変更したことから、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定に基づき報告をするものであります。

報告第2号 平成26年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきましては、平成26年度歳出予算の経費のうち当該年度に支出が終わらない経費について、翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をするものであります。

報告第3号 専決処分報告に関する件につきましては、本年3月10日の大雪に際し、町道の除雪中に除雪の塊が停車中の車両に接触し、破損したことに對し、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を決定し、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分したことから、同条第2項の規定により報告するものであります。

承認第1号 専決処分につき承認を求める件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布により、むかわ町税条例等の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

承認第2号 専決処分につき承認を求める件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布により、むかわ町税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

承認第3号 専決処分につき承認を求める件につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布により、むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正し、地方自治法

第179条第1項の規定に基づき専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

承認第4号 専決処分につき承認を求める件につきましては、地方交付税等の額の確定により、平成26年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

承認第5号 専決処分につき承認を求める件につきましては、調整交付金の確定により、平成26年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

承認第6号 専決処分につき承認を求める件につきましては、消費税及び地方消費税納付額の確定により、平成26年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件につきましては、総合整備計画において整備しようとする公共的施設を追加し、事業費の増額を必要とすることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、旭岡辺地に係る総合整備計画を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第41号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件につきましては、公の施設である樹海温泉はくあ及び樹海温泉ほべつの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第42号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）につきましては、事業の必要性から所要の補正を行うものであります。

なお、この補正予算につきましては、鳥獣対策事業としてエゾシカ捕獲に対する補助金を計上しておりますが、議案配付後に先ほどの行政報告で申し上げた事件が発生したことから、現在の町内の状況を総合的に鑑み、当分の間、この予算執行を保留する考えでありますので、あらかじめ申し上げておきたいと思っております。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告並びに大要説明にかえさせていただきます。

○議長（三倉英規君） 町長の行政報告及び提出事件の概要説明が終わりました。

◎一般質問

○議長（三倉英規君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 山 崎 満 敬 議員

○議長（三倉英規君） まず初めに、1番、山崎満敬議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） それでは、通告に基づきまして、2点ほど質問させていただきます。

まず初めに、砺波市との交流についてであります。

先般4月に、毎年のごとであります、砺波市におきましてチューリップフェアが行われました。その開会式に同席をさせていただきました。その後、砺波市におきまして以前から交流がありました庄川町、今、合併しておりますが、その関係もありまして、正式に砺波市としては、砺波市むかわ町交流協会が設立されました。私も参加させていただきました。

砺波市で交流協会が設立されたということ、むかわ町としても、何らかの受け皿が必要ではないかと思われませんが、これについて考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 鎌田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（鎌田 晃君） 私のほうから答弁させていただきます。

砺波市との交流についての御質問にお答えいたします。

富山県砺波市において、むかわ町との姉妹都市提携20周年を記念して、砺波市民を中心にむかわ町との姉妹都市交流についての理解と活動をさらに推進することを目的に、砺波市むかわ町交流協会が4月23日に設立されました。

砺波市との交流の状況といたしましては、毎年、観光協会と連携し、庄川ゆずまつりにおけるむかわ町特産品PRを行ってきたほか、青年女性による交流も図ってきているところでございます。また、となみチューリップフェア開会式においても、関係団体の代表が参加してきており、砺波市を訪問するなどの交流は定着していると認識しております。

むかわ町としましても、砺波市と同様に民間団体が主体となっただき、町民の機運を高める中で、受け皿としての交流団体が立ち上がることを期待するところであります。

以上です。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 民間の団体、今おっしゃられたとおりかと思いますが。7月にも砺波市さんから当町のほうに来町されるような話も伺っておりますが、野球でも高校の生徒が来て、鷓川高校と対戦するような交流が盛んになることを期待して設立のための協会が設立されたと思いますが、早急にむかわ町も、民間の団体にむかわ町として声をかけていただいて、設立するというのを考えてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三倉英規君） 鎌田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（鎌田 晃君） 今、言われました砺波市むかわ町交流協会の本年度の事業の内容なんですけれども、訪問事業としましてむかわ訪問ツアーということで、ことしの秋、10月ごろにツアーが組まれるということと、あと今後、来年になりますけれども、10周年記念式典にも来られると。また、今議員さんが言われましたように、フラワー都市交流事業ということで、7月4日から6日の間にむかわ町に来られまして交流がふえると。また、むかわ高校と砺波市の野球交流ということで、8月にも50名ほどの高校生も来られまして交流があるということで、むかわ町としましても、先ほど繰り返しになりますけれども、町民との機運を高めて受け皿の交流体制が立ち上がることを期待しながら、側面的な支援になるかと思いますが、設立に向けての支援を行って進めていきたいということで考えております。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） わかりました。8月にも高校生が来る、10月にも一般の市民の方が来るということで、声かけをしていただいて、ぜひ交流協会設立を望むところであります。

次に、恐竜化石のPRについてであります。昨年といますか、恐竜化石が発見されて、むかわ町が去年は注目を浴びましたが、化石のクリーニングに4年から5年の時間がかかるという伺っております。既に数カ月、去年から時間が経過していますが、今後、化石のクリーニングが終わって骨格が定かになったときのことを考えて、今から戦略的なPRを考えたほうがいいと思いますが、これからの骨格ができるというか、クリーニングし終わるまでの今後どのような戦略的なPRを考えているかお伺いします。

○議長（三倉英規君） 田口地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（田口 博君） 今回発掘された恐竜化石には、学術的、教育的、資産的、産業的意義が期待され、町としては、恐竜化石の持つ価値に着目した恐竜化石を生かしたま

ちづくり進めていきます。

現在、むかわ町まちづくり委員会専門部会において、戦略的なPRも含め、今後の恐竜化石を生かしたまちづくりをどのように進めていくかを、仮称であります「恐竜化石の郷づくり基本構想」として年度内に策定し、並行して進められるむかわ町の地方創生総合戦略の重要な施策の一つとして盛り込んでまいりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） これから策定ということですが、穂別の博物館を見学させていただいて、入ってすぐ左の展示室でしたか、恐竜骨格の原寸大のプリントアウトしたものが展示してありました。近くで見ると迫力があってすごいなと、ああいうようなものをあそこの博物館だけでなく、この鶴川地区でもいろんな方に見てもらおうということがまたPRの一つにもつながるのではないかと思います。四季の館、鈴木先生の記念館のところ少し展示してありますが、あれでは余りちょっとPR不足かなと思うので。思うには、入った中あたりにも壁面に同じような原寸大の骨格の絵といますか、そういうようなものをやるか、もしくは四季の館の屋根あたりにステッカー、シール式のもので、でかくPRをしたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（三倉英規君） 田口地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（田口 博君） 今回、ゴールデンウィークにかけて、穂別博物館のほうに観光客の方を誘導するような形で、地域おこし協力隊となりました嘱託職員の立案によりまして、四季の館でのパネル展示を今回企画させていただきました。議員がおっしゃられました恐竜の実物大のパネルの展示も考慮したところなんです。今回の試みにつきましては、博物館への誘導という部分も含めまして、入り口の部分には、実物大のパネルは物産等もありますので展示できないという協議事項もありまして、このようなことになりましたので、今後、四季の館でのパネルの展示等も検討していきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 四季の館の入り口あたりは、いろんな物産を、物販を販売しているというんですか、受付の上の壁あたりは結構何もなくて最適かなとも思います。また、先ほど言いましたように、四季の館屋根とか、そういうところで、今キャンピングカーで来る方、

これからどんどんふえると思うんですが、そういう方が見て、あれと思って四季の館でも入ってもらって、今言ったようなことをまた見ていただいて、ぜひ体験館プラス博物館のほうに誘導するというので、もう一度、目に見えてぱっと、あらと思うようなその展示、今言った四季の館にやる考えはありませんか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今、担当のほうで取り組み状況等のお話を申し上げたところでございますけれども、この間も発掘に当たっては、さまざまなタイミング等を捉えながら、できるだけ効果的なPRということも含めながら進めてきたところでございますし、掘削が終わって今クリーニングということでもちょっとネタ切れといいますか、PRすることが少ないというようなことを含めての御質問かというふうに思いますけれども、先ほども申し上げましたように、現在、ワーキンググループということで、恐竜化石については郷づくり構想に向けた取り組みを進めておりますし、また、それを全体の町民プロジェクトの中にまず生かして、そして地方創生というようなことで考えているところでございます。

そういった中で、今の段階での関係でございますけれども、先ほど申しましたように、尻尾の部分といいますか、現在見つかっている部分の実物大ということで今回やりましたけれども、全身骨格というようなものもちょっと検討したようでございますけれども、何分大きさが相当大きいというようなことで、入り口付近のロビーの展示はちょっと困難というようなことで聞いております。一応、検討はしたようでございます。それで、入った中のホールといいますか、多分ホールに入るところの正面であれば展示は可能ということだったのですが、ちょっとガラス面ということもございまして、そこもなかなかちょっと今難しいのかなというようなことで、当面、取り急ぎ現在の展示となったところでもございます。

議員おっしゃられますように、さまざまな方法を今後とも考えながら、ぜひ多くの方に知っていただいでいくような方策というのは、ぜひ今後とも積極的に考えていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） ぜひスピーディーにこのPRしていただきたいと思います。

終わります。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（三倉英規君） 次に、4番、大松紀美子議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 通告に基づき質問をさせていただきます。

まず初めに、医療と介護の連携について伺います。

鷓川厚生病院が町立病院となり改築、療養病床を廃止し、60床から一般病棟のみ40床となつてから5年目となりました。

高齢者が、退院後の居宅や施設での生活環境が整わないのに、何度も退院勧告を受けるなど、療養病床の廃止の影響と思われる事態が起きています。

第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、医療及び関係機関との連携を計画推進の重点的な取り組みとし、1つ、入退院時のサービスの調整連携強化、2つ目に、地域ケア会議による連携体制強化と高齢者の支援体制について検討としていました。

4月から始まった第6期計画では、さらにこの医療と介護の連携を強化するとしています。療養病床の廃止後、鷓川厚生病院との連携強化がどのように行われたのか具体的に伺います。

また、患者にどのような事態が発生していたのか具体的に伺います。

さらに、今後の対策についても伺います。

2つ目に、穂別診療所での医療と介護の連携の取り組みについても伺います。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 私のほうから、鷓川厚生病院の医療と介護の連携について報告いたします。

むかわ町鷓川厚生病院は、平成20年2月末で介護療養病床を廃止し、平成22年9月末で医療療養病床を廃止し、一般病床40床として運営しています。

療養病床廃止後においても、長期で医療が必要な患者の入院継続や急性期病院退院後でリハビリを目的とする入院を受け入れるなど、医療が必要なケースの入院対応をとっています。

また、入退院時に、家族やケアマネジャー等の関係者を含めた担当者会議を開催したり、地域ケア会議を厚生病院内で開催し、医師、看護師、栄養士、理学療法士、ケアマネジャー等、病院スタッフが参加しやすい体制の中で、ケースの対応検討などを多職種協働で行うなど、医療と介護の連携を図っているところです。

入院患者の退院に関する状況としては、入院を必要とする疾患の状態が安定した際には、医師から退院許可が出され、退院に向けての検討がなされます。その中で、退院に向けて生

活に不安のあるケースについては、担当のケアマネジャーや地域包括支援センターに連絡が来ております。

なお、入院患者の中には、不安を強く抱えるケースもあるかと思っておりますので、今後も個別において具体的な事例を把握しながら、状況に応じた対応に努めてまいりたいと考えております。

また、厚生病院においては、地域の医療、介護、保健の連携を担う医療機関として、訪問看護体制の充実や在宅復帰支援など医療と介護の一層の連携強化を図っていきたいと考えております。

さらに、町といたしましても、むかわ町介護保険事業計画において重点施策として、在宅医療・介護連携推進事業を平成30年度からの実施に向けて体制を整備することとしており、事業計画を推進することで充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 石垣穂別診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（石垣政志君） それでは、私のほうから、2つ目の穂別診療所での医療と介護の連携ということでお答えしたいと思います。

平成19年ですけれども、診療所の改築に伴いまして、医療と保健、福祉、介護の連携強化を目的といたしまして、診療所内に介護保険グループが配置されてございます。ふだんから医師、看護師等が保健師やケアマネ等と情報交換を行ってございます。毎週月曜日の夕方からは、医局が進行役といたしまして行われている院内の在宅カンファレンスには、保健師やケアマネも参加してございます。また、毎月1回開催されている穂別地区の地域ケア会議におきましても、診療所からは医師、看護師、リハビリスタッフが参加しておりまして、会議にかかわるスタッフ全員が情報を共有化しており、適切な連携が図られていると思われま。

入退院時の対応につきましてでございますが、家族の方に治療方針の説明や家族の希望も伺いますし、退院時におかれましても、退院予定日や退院後の方針など、家族の要望を聞き入れながら対応してございます。

御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 厚生病院のことについては十分行われていると、要するに退院のときも、きちんと会議をしながらやっていると。だから、十分行われているということなんで

すけれども、十分に行われているのであれば、私はこのような質問はしないということなんです。

今、穂別のほうのお話も、対応、取り組みについても聞きましたけれども、本当に確かに19床ですから、むかわと比べると小さな病床ですから、一人一人の方の状況とかということも十分把握できて、毎週月曜日にも行われているし、毎月1回も行われていると。そこには保健師さんも含めてやられているということなんですけれども、それに比べると厚生病院というのは指定管理者ですから、確かに穂別診療所のようにはいかないとは思いますが、やはりちょっと不足しているのかなということを私は今感じました。

それで、厚生病院との協定書が結ばれているんですけれども、その中に居宅介護支援事業をすることが書かれていますので、当然、今、今井さんがおっしゃったようなことも行われているんだと思うんですけれども、やっていらっしゃることをおっしゃいましたけれども、この居宅介護支援事業というのはどういう事業になりますか。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 協定書のほうに書かれております居宅介護支援事業ですけれども、むかわ町の厚生病院内にむかわ町厚生病院居宅介護支援事業書というものがございまして、そちらのほうで介護の必要な方についてのケアプランを立てて支援をしているという状況がございまして、そちらのほうに書かれているという状況でございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 例えば、私がこの質問に至った相談事ですけれども、その方は、例えば厚生病院に入院する前に介護認定を受けていたと。でも、必要になって、病気だということで入院したと。そういう場合と、全く介護認定受けていないで、退院の際に介護認定を受けなければならないといったときは、厚生病院としてはどういう対応をするのですか。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） まず、介護認定を受けている方についてですけれども、その方については、ほぼ担当のケアマネジャーがついておりますので、厚生病院から状況に応じまして担当のケアマネジャーのほうに連絡がたって、退院調整をするという形になっております。

介護認定を受けていない方につきましては、厚生病院のほうで、その状況によっては介護認定が必要かなと思うケースについては、看護師さんのほうとかから介護認定を受けるよう

にということで、まずは役場の地域包括支援センターのほうに相談に行くようにということでお勧めしていただいているというふうに聞いております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 介護認定を受けていない方が退院すると、家での在宅でもちょっと無理があるとか、サービスを受けたいとかとなったときに、厚生病院からは連絡が来るだけなんですか、厚生病院のケアマネジャーさんというのは、そういうことの調整をしないのですか。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 現状では、むかわ町厚生病院内にある居宅介護支援事業所のほうでは、担当する介護認定のケースを三十何名ぐらい持っておりまして、その方についての処遇については検討するというので、あくまでも事業所なので、厚生病院内の退院調整をするという役割ではございませんので、そのような調整はそこの中ではしておりません。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） そうすると、厚生病院と協定書を結んでいますよね、協定書。その中に、当然どことどこの、その事業所を置くということだけじゃなくて、例えばそこで入院していて退院する方が必要になったときに、その中で相談できるということではないのですか。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 今、言っている、むかわ町鶴川厚生病院内の居宅介護支援事業所には、そのような役割ではないというふうに御理解いただければと思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） そうすると、何か余計に、今、私が質問に至った相談、今も言いましたけれども、退院後の居宅でも、それから施設にもなかなか入れないということで、結局そういう患者さんが退院を迫られると、何回もいつ退院するのですか、いつ退院するのですかと。そういうときに、本来であれば、例えば病院内で相談ができるということが必要だと思うんですよ。むかわ町の町立病院なのに、そういうことができないというのは、どうして

できないのですか。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 現状の中では、そのような組織的なところでは、体制はないかもしれないのですけれども、その中で、むかわ町地域包括支援センターと一緒に連携をとりながら退院調整をやっていくという形で、こちらのほうに連絡が来た段階では、町のほうでも厚生病院に伺いながら退院調整をさせていただいているという状況です。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 残念なことだなというふうに思ったのですけれども、この療養病床を廃止するときに、すごい前、何年前でしたっけ、21年10月27日の地域医療の充実確保に関する調査特別委員会というのを開いているのですけれども、その中で、今議論したような、私が心配して質問しているような、療養病床が廃止されることで、行き場のない高齢者が生まれることはないのですかと、生まれるんじゃないかとそういう心配があって、何人もの委員からそういう心配の声が出ました。そのときにも、行き場のない高齢者が生まれることはないということを御答弁されているのですよね。私は、この間のいろんな相談を受ける中で、療養病床の廃止の影響が出ているのかなと、出ているのだと。そんなふうに感じていてこの質問になっているのですけれども、町としてはそんなふうには受けとめていないということですか。もう行き場のない高齢者などいなくて、皆さんしっかりと居宅でも安心した生活を送っているし、施設も待たないで入れているという状況ですか、そういうふうに押さえているのですか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 21年当時のお話ということでございましたけれども、当時、医療系の療養病床を廃止をするということで、今後、町立病院の安定経営といいますか、そういったことも含めながら、そしてまた当時は病院の改築というのも視野に入れながら、どういった病院に今後していくのかということで、いろいろ議論をされたものというふうに思っております。そういったようなことで、今議員がおっしゃられたいろいろやりとりもあったようにも聞いております。そういった中で、今までの病床がなくなると、体制が変わるとということは、当然何もないというよりも、多分、そういう問題を生じさせないというようなことにならざるを得ないのかということだったのだろうというふうに思います。そういった中では、今担当のほうもいろいろ説明をいたしましたけれども、病院といいますか、病院の中の医師を

初め看護婦等のスタッフ、また介護側のスタッフ、または地域包括センター、そういったものと連携をきちっとしていく中で、そういった問題を生じさせていかないというようなことで今後とも進めていきますというようなことで、多分、当時話されているのだろうというふうに思います。

そういった中で、今まさにちょっと問題が生じてきたというようなことでございますので、それについては、そういった対応を進めている中で、やはりどうしても説明がたりないといえますか、病院側と患者側の家族といえますか、そういった受け取り側といったところの意思のそごといえますか、そういったところもあるのかなというふうに思うところでもございます。

そういった意味では、今後ともそういったものの問題が生じないような丁寧な取り組みといえますか、対応というのはしていきたいというふうに思いますし、町立病院としてその辺は果たしていかなきゃならないだろうというふうにも考えておりますし、地域包括センターとしての役割というものを果たしていきたいというふうにも思うところでございます。

そういったことで、そういった事例があるとするならば、そういった時点でいろいろ情報提供もいただきながら、改善ができるような方向に進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜ればというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 療養病床を廃止して、一般病床のみにして、改築をしてというところの議論の中では、私自身も、その後の対応、路頭に迷うような高齢者を出さないということも含めて私も了承した側ですから、病院として、治療の必要な患者さんが必要がなくなつたときに退院をしてくださいというのは、それ当然のことだと思っているんですよ。けれども、もっと、今、副町長がおっしゃったような、本当にお互い患者さんや家族が納得できるような、そういう手厚いというか、温かいというか、患者側の立場に立った対応を町立病院であればこそ、なおのこそ行うべきであるということを私は今回の質問で言いたいことです。

今、ちなみに、ここ数年の患者さんの推移というのはどんなふうになっていますか。

○議長（三倉英規君） 議場の温度が上がっていますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 入院患者の人数ということによろしかったでしょうか。

○4番（大松紀美子君） 両方お願いします。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 外来のほうの部分とということいいですか。

○4番（大松紀美子君） はい。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 人数ということになりますか。

入院患者さんの人数につきましては、現在40床のうち大体二十数名ぐらいの入院率となっております。ちょっと外来のほう、今調べますので、少しお待ちいただけますでしょうか。

すみません、1日平均の外来患者数なんですけれども、1日平均、外来のほうは88名、平成26年度です。入院のほうは1日平均23名、平成26年度となっております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 改築後の23年ぐらいまでは、計画書という、計画持っていましたよね、厚生病院の。

現在のところ、例えば厚生病院、こういう入院患者と外来こんななっていると。町として、鶴川厚生病院業務報告書というのが毎年来ますでしょう。そこには、年間の平均の入院日数とか、外来患者が何人と全部出ていますよね、毎年平均したもの。それによると、23年度は年間の病床利用率は55.3%だったものが、24年度になったら49.7%、25年度ちょっと上がっていますけれども、やはりその程度なんですよ。これ、前の厚生病院の何でしたっけ、改革プランじゃないし、ちょっとごめんなさい。そういう計画を持っていたときに、そうです、改築のときです。病床の利用率は75%、そうしなかったら国の許可がおりなかったということもあって、75%ということ建てているんです、実は。それに比べても、非常に低いですよ。

ですから、やっぱり地元のかかりつけ医として厚生病院を利用していただくということの立場に立てば、今、私が申し上げたような、患者や家族が不安になるようなことをもし起こしていたら、この病床の利用率も、外来も上がっていかないんですよ。

町として、この病床利用率、外来の平均、これも全部持っていたはずですから、それに対して、現在としてどんなふうな考えをお持ちですか。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 今、議員のほうからお話ありました利用率の関係なんですけれども、厚生病院のほうからもいろいろ話は伺っていますけれども、確かに利用率は50%の

推移をちょっと継続しているという部分で、利用率を上げる方法はいろいろ検討をされています。40床の中で、本来であればもっと利用率を上げるという形でいく計画でしたけれども、なかなか至らないということがございます。新たに診療所が改築されたという部分での新しい患者さんたちのこちらへの誘導という意味で、近隣の市町村についても、苫小牧からあるいは近隣のところからもある意味来ている方もございます。

町内の方を含めて、できるだけ病床の稼働率を上げていこうということで、厚生病院としては、厚生病院自体が苫小牧等に出向いて、そういうこちらへのむかひの入院した方々が戻ってきたときにまた受け入れるということも含めて、いろいろ検討を進めているところでございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） そういう努力もされているということですが、こういう私が質問しているような問題が起きないための努力、さっきこれからされていくということをおっしゃっていただいたんですけれども、それとともに医療ソーシャルワーカーという立場の仕事ありますよね。こういう方を置いて、どこに置くかは別にして、やはりそういう患者や家族が、気軽にそういういろんな問題を相談する、できる、私はそういう人を配置することが、これから高齢化率がどんどん上がるわけですし、10年後というと私も75とか過ぎたりしますから、だんだんふえてきますから、そういう人がやっぱりいることで、もうこういうような質問をしなくて済むのではないかというふうに思うんですけれども、その医療ソーシャルワーカーの配置についてはお考えはありますか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 私も平成21年の当時に、町長のこの答弁を受けたほうの立場だったわけですが、議員御指摘のように入院、そして退院、さらには在宅生活でしょうか、こういったことの地域包括ケアについてのあり方というのをお尋ねなのかと思います。

まさに、議員が先ほど申し上げておりますように、2025年、社会保障制度が非常に不安となるような時代をすぐそこに控えながら、どう対応していくのかということで、厚生病院のほうとしましても、今大きな課題として、運営協議会等々もあるわけなんですけれども、地域包括ケアシステムの課題というのをしっかりと押さえているところでございます。

こういった中で、厚生病院としての役割というのをこれから、先ほどの答弁を繰り返しますけれども、さらに明確化する中で、自治体、町としての展開するネットワークの構築、そ

こには町としても体制面での生活福祉というのでしょうか、ソーシャルワーカーの体制、こういったことも考え合わせながら、医療、介護、そして予防に関しての今後に向けての課題対応、極力患者さんに不安のないように、できるかぎり丁寧な対応に努めていきたいと思っているところでございます。

あわせて、自治体としてできる対応、仕組みとともに、北海道村町会、さらには全国の町村会としても国に対しそれぞれの政も含めた中、高齢者福祉、さらには介護保険事業計画のサービスというのを一層適切に提供できるよう、これは基盤整備、体制の充実というのともあわせながらですけれども、サービスの充実等もあわせ、先ほど申し上げました全国、全道の町村の大会においても確認され、今後において国に対しても積極的に行政活動にも努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 医療ソーシャルワーカーの配置の件については、具体的には御答弁ないのですか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの答弁の中で、ソーシャルワーカーも触れたつもりなんですけれども……

○4番（大松紀美子君） そうですか、すみません。

○町長（竹中喜之君） 今後に向けて必要な人員体制等々についても、しっかりと現実を見きわめながら、対応に努めていきたいと考えているところです。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） ぜひ穂別診療所との連携等もおっしゃっていましたので、よい点はお互いにやっぱり交流し合って、やはり安心してこの町で暮らしていけるような体制、そういうものを構築していただきたいというふうに思っています。

次に移ります。

住民の足確保について伺います。

JR日高線の一部区間、鶴川様似間が不通になって、既に5カ月が経過しています。運行停止は、少なからず住民生活に影響を及ぼしています。災害対策工事開始のめどは立たず、住民の中から、このまま日高線が廃線になるのではとの不安の声が上がっています。

J R側からの説明と町の見解、今後の対応について伺います。

また、代行バスを利用するなどしている住民の状況についても伺います。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） 住民の足確保についてということで、J R日高線の鷓川からの一部区間不通に対するJ R側からの説明と町の見解、今後の対応についてお答えします。

J R日高線については、本年1月7日から厚賀大狩部間において高波による土砂流出が原因で、鷓川様似間が不通となり、現在、代行バスにより運行がされている状況です。

J R北海道からの説明の状況ですが、1月13日に運休の原因となった土砂流出の状況、代行バスの運行について説明があり、その後2月に代行バスの運行関係、3月20日に本格復旧に向けて必要とされる護岸、斜面工事の内容等、4月28日に本格復旧工事の内容と期間、工事費等について、計4回、直接J R北海道側から説明がされております。なお、その際に、日高線廃止や地方自治体負担に及ぶような話はありませんでした。

町としては、これらの説明を受けた際に、状況把握とともに、町民の足の確保の点から、J R日高線の早期復旧をJ R側に伝えています。

また、6月11日に開催された移動政調会において、本町の要望事項の一つとしてJ R日高線の早期復旧を要望しております。

今後の対応については、苫小牧地方総合開発期成会の要望項目として盛り込み、沿線自治体の苫小牧市、厚真町と連携して、要望活動を進めてまいります。

代行バスの利用状況等についてですが、6月1日から、現在、静内から鷓川への便が7便、鷓川から静内への便が7便となっており、ほぼ列車運行時の本数と同様の輸送形態となっております。

鷓川駅の利用状況については、6月1日時点で、上下便を合わせて1日の利用合計が平日で約150人、休日で約50人から60人となっております。

平日利用の内訳は、鷓川駅からの乗車が1日約83人、鷓川駅での降車が1日約67人となっております。なお、汐見駅から鷓川駅の区間についての利用者は、1日平均約1人という実態となっております。

今後、J R日高線の早期復旧に向けて、北海道、国土交通省、J R北海道の三者で協議会を設置し、復旧方法や費用負担を協議する予定で、8月までに一定の方向性を出すこととしており、早期復旧に一步近づくことと期待しております。

なお、引き続き町民の足を確保するとの立場から、関係自治体や関係機関と連携、情報交

換をしながら、早期復旧に向けてＪＲ北海道に要望してまいりますので、御理解を賜ります。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔４番 大松紀美子議員 登壇〕

○４番（大松紀美子君） ４回にわたってＪＲのほうから説明があったということなのですが、廃止案、町側の負担に及ぶこと、話はないということなんですけれども、一般報道を見ると、決して安心できるような状況にはないですね。鷗川まで列車が来ているから、そう危機感はないのかもしれませんが、やはり鷗川より向こうの日高側の人たちは、非常に危機感を持っていますし、それでその費用負担の話はないというんですが、４月２８日に来たときのお話をもうちょっと具体的に教えてください。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） ４月２８日にＪＲの担当の方が見えられたときに、お話の内容としては、これから復旧作業にかかわって、どういった作業、工事が必要なのかといったことで、先ほども申し上げましたけれども、土砂流出をとめる護岸工事と、あと線路の山側のほうですけれども、そちらののり面の落石防止の工事ですとか、そういったまず具体的に必要な作業の中身、それをまずお話しされたのと、あと工事の期間については、新聞報道でも御承知かと思うんですけれども、約４年ほどかかるといったそういったお話、それと工事費については、それらの対応するために約２６億かかるといったような説明がその日こちらのほうでされております。

以上です。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔４番 大松紀美子議員 登壇〕

○４番（大松紀美子君） そのときに、４年もかかるという、私は一般報道で４年もかかるというのを聞いて、何を言っているんだと。民間の機関でお金だってあるのに、何で４年もかけてのんびりのんびりやるんだと。私はすごくそう思ったんですけれども、町側としてはこのことに対してどういうコメントを出したのですか。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） うちのほうからは、ＪＲからのそういった工事の中身をお聞きして、期間がかかるということは承知はしますけれども、ただ、地元の町民の足を確保するといった点から、やはり早期に復旧をしていただきたいと、それが我々自治体としてのまずは望みなんだといった話をこちらのほうとしてはさせていただきました。当然、困って

いる町民の方もおりますし、そういった中では、そういったＪＲの事情はあるとしても、うちの自治体としては、やはり早期にそこは復旧していただくと、それが基本かなということで、それは申し上げさせていただきます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔４番 大松紀美子議員 登壇〕

○４番（大松紀美子君） 一番心配なのは、全国的にもいろいろ報道もされてはいたけれども、赤字路線であると。これを機に廃線になるのではないかということが、やっぱり一番、むかわの町民としては心配だし、観光の面から見ても、考えても、やはりＪＲが走らないということは、大きなマイナスになるということですから、そこはいろいろ期成会含めて要望しているということなんですけれども、やはりむかわ町としても強く、そういう廃線は、もちろん廃線とは言っていないけれども、その想像するに、そうなるんじゃないかということも多くの方は思っているわけですから、やはり強く言っていただきたいというふうに思うんですけれども。それといろいろ期成会含めて要望も上げていくということなんですけど、定住自立圏の形成に関する協定書の中に、地域公共交通の部分で、協定書は甲と乙と、苫小牧が甲でむかわが乙ということなんですけれども、やはり公共交通手段の維持、それから利用の促進という云々ということもありますけれども、この定住自立圏の協定に基づいて、やはり加入している東胆振の人たちと一緒にあって、いろんな意味で観光も含めてそういうＪＲに対して要望をしていくということも、私はしていく必要というよりもしなければならぬということになりますでしょう、この協定書見ても。この辺ではどういう動きをされる予定ですか。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） 定住自立圏のほうにつきましては、これからビジョン懇談会が設立されて、それで具体的なお話をされるような形になるんですけれども、当然、苫小牧市としても、沿線市町村と合わせてこの廃線問題については対応していくという形になっていますし、また定住自立圏からは若干外れるかもしれませんが、北海道新幹線×n i t t a n地域戦略会議ということで、胆振と日高と一緒に新幹線開通に向けて、こちらの胆振、日高のほうに呼び込もうといったような動きも現在されております。その中でも、当然この日高線については非常に貴重な路線であるといったことで、そこも会長である苫小牧市長のほうからも広く関係団体、関係市町村のほうに呼びかけもしておりますし、またうちのほうもn i t t a n戦略会議の中の会員になってございますので、そちらの中でも一緒に足並みをそろえて、こういった対応をしていくといったような動きもしてございます。

あとは、廃線の部分につきましては、先ほど議員も心配されていましたが、今回JRのほうから説明に来られたときに、うちのほうも、まさかそういうような動きがあるわけじゃないですよとJRのほうにももちろんそういうお話もさせていただいていますし、その部分では、先ほどと重複いたしますけれども、やはり町民の足を確保するといった中で、ぜひこの部分については、まずは早期復旧と、そういった部分の中で説明をさせていただいているところでございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 3月に協定書を議会でも議決して、いいでしょうというふうになっているんですけども、まだ一度も会議とかは開かれていないのですか。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） 定住自立圏のほうについては、3月の議会後、事務担当者レベルで今後の進め方についてということで、事務方での会議は開催されていますけれども、正式なものについてはこれから開催される予定になってございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） ありとあらゆるところを活用しながら、やはり絶対廃線になるような動きは許さないみたいなぐらいの気持ち、それから4年もかかるなんてことはとんでもないことなんですから、どう考えても。やはりその辺は強くむかわ町としても打ち出していただきたいというふうに思っています。

町長、何か答弁したそうにしていらっしゃるじゃいましたけれども、いいんですか。

[「いいです」と言う人あり]

○4番（大松紀美子君） はい、御答弁があれば……

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 一部マスコミ等で情報が先行している部分があるのかなど。特に議員は、その点を町民感情と含めて町民不安というものが広がるのではないかという趣旨の御質問かというふうに思いますが、先ほど4月28日、JRからどういう説明があったかというところなんですけど、少し詳しく申し上げますと、この段階でJRとしては案を2つ持っております。1つは、相当程度、護岸含めて抜本的な工事をする場合。それと必要最小限、列車が安全運行する、それを確保するパターンと、2つ、実は示しております。後者の

場合ですと、およそ30カ月という見通しが実は示されております。どうもマスコミの中では、前者のほうで長期的な見通し、そして高額な費用というふうな形が出されているのかなというふうに考えております。

J Rといたしましても、これらの2つの案というものを持ちながら、着実に、現在それぞれの詳細の調査、それから準備工事、ここまでは既に終了しております。あとは、それぞれ対策に向けて、どの形で本格的に向かっていくのかという段まで進んでおります。

そういう状況にある中で、先ほど担当者が申し上げましたが、道といたしましても、この日高線のみならず、こういった似たような路線の経営状況にあるものが道内に幾つかあるわけですから、地域公共交通というものを確保していくという観点で、北海道知事がJ R、そして国土交通省を含めてきちっと協議していきましょと、こういう後押しをさせていただいているわけでございます。

それから、定住自立圏のお話も触れられておりましたが、これも担当者から答弁させていただきましたが、定住自立圏の構成メンバーは、先ほど担当者が申し上げた苫小牧地方総合開発期成会のメンバーと同じでございます。つまり、苫小牧市を中心として周辺市町村。

定住自立圏、これは今後の将来を展望した中での圏域としての住みよさを高めていきましょという形でございます。これがベースになっております。

苫小牧地方総合開発期成会は、そういったもろもろを含めて積極的に、国・道あるいは関係機関に要請をしていくという、そういう段階になっておりますので、そこは軌を一にして行動を行っているということでございます。

今後もしばしば機会捉まえて、町としましても維持、それから早期復旧に向けて努力をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○4番（大松紀美子君） 終わります。

◇ 野 田 省 一 議 員

○議長（三倉英規君） 次に、13番、野田省一議員。

[13番 野田省一議員 登壇]

○13番（野田省一君） 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目でありますけれども、公立高校の現状と今後ということで質問をさせていただきます。

道教委が28年度から30年度の公立高校の配置計画を示してきましたが、むかわ町における

道立高校への今後の影響、課題について、どのように捉えているかをお伺いいたします。

2つ目として、今回の配置計画により、むかわ町として高校存続に対するこれからの基本的な考え、今後の対策について再考しなくてはならないことと思われませんが、教育長の考えがあればお伺いをいたします。

○議長（三倉英規君） 中村生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（中村 博君） 私のほうから、公立高校の現状と今後についての御質問の2点につきまして、現状の課題と対策の一連でお答えいたします。

北海道教育委員会より平成28年度から30年度までの公立高校配置計画案が示されましたが、町内の2つの道立高校については、現状維持される計画となっています。

しかしながら、胆振東学区における31年度以降の見通しとしては、中卒者総体の減少から、管内2から3学級相当の調整が必要とされています。さらに、小規模校については、地元中卒者数や地元からの進学状況、さらに欠員の状況により、再編を含めたそのあり方の検討が必要となるとされています。

むかわ町における今後の中卒者の見込みとしては、鷓川中学校においては、平成27年度62名、28年度44名、29年度43名、30年度34名であり、穂別中学校においては、平成27年度16名、28年度19名、29年度27名、30年度12名の見込みとなっています。

例年、地元から鷓川高校と穂別高校へ進学する生徒は、卒業生の3から4割程度であり、27年度においては、両中学校とも地元高校へ進学は10名前後で、地元進学率が低い状況となっています。

また、高校入学者には、通学バスの運行や生徒寮の設置により、町外からの入学生の確保を図ってきておりますが、27年度の状況は、鷓川高校においては定員80名のところ欠員が15名、穂別高校は定員40名のところ欠員が21名となっております。特に、穂別高校においては、現在、地域キャンパス校指定の基準となっている第1学年在籍者20名、地元進学率50%を満たしていないことから、今後、中卒者が減少する中で、現状の割合で推移した場合は、次年度以降の配置計画において再編調整の対象となることが十分に考えられる状況となっています。

このことから、現在の穂別高校振興対策を継続し、地域キャンパス校として存続できるよう努力していく考えであります。

また、むかわ町道立高等学校対策協議会での検討も考えていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） ことしの穂別高校のことに関して申し上げますと、21人、実は受験されたということで、若干、安心はしていませんけれども、20人を割るというラインの部分では何とかなるのかなというふうに期待をしていたわけですが、それぞれの事情があつて19名、2人がほかの学校へ行ってしまったということで、20人を割った年になってしまいました。

特に、今回このことで質問させていただいたのは、本年度が19名ということで、来年度も非常に、やはりこれ2年続けると、今説明にもありましたように、道教委からの範囲の中に入れてしまうということがありますので、特にことしは、やはり去年と同じことをしていても、また同じ結果になってしまうのではないかというおそれがあるわけですから、本年度さらに新たな対策、あるいは新たな体制を組んでいく必要だと思われるんですが、その辺、新たな体制、新たな考え方について、もし何かあればお伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 高田生涯学習課長。

○生涯学習課長（高田純市君） 高校存続の重要な案件だと考えるところでございます。基本的には、今現在、穂別高校、鶴川高校の存続へ向けた取り組みといたしましては、子どもたちが地元の子ども、あるいは町外からの子どもたちが、その学校に行きたいと思うような魅力のある、特色ある高校づくりに専念するべく、本町といたしましては、支援あるいは推進をしているところでございます。

平成24年度から、特に穂別高校につきましては、新たな支援対応といたしまして、進学塾への通学支援、あるいはキャリア教育の各種取得費の助成、入寮している学生たちへの奨励金といったような新しい支援策を講じまして、現在も進めているところでございます。

また、従来より行っております札幌、苫小牧方面への中学校訪問、あるいは高校のPR用のパンフレット、見学会のバスの運行支援等を含めまして、穂別高校の存続に対しては配慮してきているところではございますが、具体的な、抜本的な解決策というのはなかなか見出せず、本年度の19名の入学者というふうになったところでございます。

北海道の新たな高校の配置の指針というのが、平成18年以降出ました。その後できております道立高校の対策協議会というものを設けまして、19年以降対応しているのですが、ここ数年来、この協議会等も実施されていないのが現状でございます。

今回のこういった19人、来年続けば存続も危ぶまれるような状況の中におきまして、これら協議会等の活性化も含めまして、各学校関係者、皆さんの御意見を頂戴いたしまして、対応を図ってまいりたいと。

ただ、今現在、すぐにはというところもございますので、当面といいますか、本年度は特に穂別高校存続のための、先ほど申しあげました見学会、あるいはパンフレット、中学校訪問等に力を注ぎまして、27年度卒業生、28年度入学生の確保に向けて、努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 20人を割ったということしだからこそというか、やはり今からやらないと、ぎりぎりになってからでは、もっと前からやってきたわけですけども、さらに特別ことしは必要なのではないかなというふうに思っていますので、存続の、本当際に立っていると思うので、やはりそこは、いや実は教育委員会だけでなく、子育て支援ということを考えていくと、やはり地元小学校、中学校があつて、子育てというのはもちろん教育まで含んでくるわけですから、やはり町長が今回、目玉施策として子育て支援ということをやられているわけですから、この部分やはり町全体、教育委員会だけに任せないで、任せないでというかも主管となりますけれども、町部全体として取り扱っていくような考えはございませんか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 子育ての支援の関係に入る前に、教育の観点ということでいえば、議員も御案内のとおり、ことし4月に施行されております改正の地方教育行政の組織と、それと運営に関する法律ですか、その関係から全ての自治体に総合教育会議というのが設置されることになっているということで、本町におきましても、議会が終了次第、速やかにこの教育会議なるものを設置しながら、むかわ町としての総合教育会議の明確化というのでしょうか、そういった中での、例えば教育会議、御案内のとおり、協議調整事項として、教育に関する町におかれている重点事項というんですか、重要事項の施策についての協議が図られていくかと思えます。当然、言わずもがなですが、御質問の高校振興対策についても、その協議事項の中に含まれてくるのかなと思うところでもございます。

あわせて子育て支援との関係でございますが、これはまさに今、過疎と、それと少子化による生徒の児童減少ですか、それに伴う高校存続対策ということで、地域においても、教育

の機会、これを確保するために、地域の実態を踏まえた教育施設の充実にどう結びつけていくのかといったような観点からも、今まさに進められております地方創生の戦略の連携も出てくるものと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 何せ時間のないというか、後ろがはっきりしている、来年度のことについてでありますから、なかなかいろんなことを積み上げながらという部分は、今、町長がおっしゃることはわかりますけれども、それをさらに飛び越えて、やはりこの1年は、特にそういった存続に対しての全町的なPRというか、対策をしていかなければならない時期なのではないかなど。来年やっても遅いと思いますので、その辺についてもう少し、例えば具体的にというか、スピードを上げて取り組む考えというのはございませんか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 繰り返しの答弁になりますが、総合教育会議、速やかに設置して、速やかにその中でのお話が進められると思います。

もう一点、子育て関係についても、地方創生の目玉の柱の一つとして、子育てを設けておりますので、そういった中での提案事項として、今後、今年度中に速やかに総合戦略を策定していきますので、その辺は御理解願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） わかりました。今、2回続けてというか、重複してそのように言っていたので、その中でぜひ穂別高校の存続の問題についても、早急に全町を挙げていっていただけるような対策を打っていただきたいなと思っています。

その前に、ちょっともう一つだけ質問漏らしてしまったんですけども、総論のほうに入ってしまったんですけども、これは特に要らないですけども、ここ地元向けとしてここ数年間の、実際に穂別高校に進学されて、その後の結果とか、結果といたらおかしいですけども、就職したり、あるいは大学に進学したりという大変優秀な成績を修めている子もいらっしゃいますので、やはりその辺大きくPRできるようにしていただきたい。

それと、町外対策としては、これまでやはりたくさん、札幌から、近隣市町村から来て、最後どういうふうに着職したとか、そういった部分も含めて、ここ数年間を整理していただいて、勧誘活動するときにしていただきたいなと思っていますので、非常によい結果

も出ているはずですから、悪い部分もあるでしょうけれども、せめてよい部分はしっかりと整理し直していただきたいと思いますと思っています。

それでは、2つ目に入ります。

10年後の市街地の姿についてであります。

商業者などから、地域の市街地に対する将来的な展望、10年後の具体的な姿が見えず、商業の方向性を見出せないことなどが御意見として寄せられております。

まちづくり計画書などにも、市街地や生活者の姿が具体的に見えてこず、また予測を超える少子高齢化、人口減少を捉えて、町長としてどのような両地区の市街地、まち並み、生活圏を目指すべき姿、こういったものを具体的な構想を持っているのか、考えがあればお伺いをいたします。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） それでは、私のほうから御答弁させていただきます。

10年後の市街地の姿についての御質問でございます。

市街地については、商工業や住宅、福祉、医療、教育機能などの住環境の中核をなすゾーンとして、まちづくり計画の土地利用の方向性の中で位置づけております。

市街地が有する要素として、先ほどと重複いたしますが、商工業の振興、住環境、福祉、医療、教育の機能があり、これらの各分野においては、まちづくり計画の中で一定の課題整理をしているところです。

市街地全体の具体的な構想については、今の段階でお示しできるものはありませんが、市街地全体のあり方については、多くの町民の生活基盤を担う地域であることから、先ほど申し上げた市街地が有する要素に加え、防災・減災機能も含め、多種多様な観点からの検証と関係機関、団体との調整、町民皆様の意向等、総合的に取り組まなければならないものと捉えております。

つきましては、これらの課題解決のため、町民皆様の御意見をいただきながら、協働のまちづくりを基本に進めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） やはり私もいろいろとまちづくり計画書を引っ張り出したり、過去のものもいろいろと見ても、やはり具体的にすぐ出せる、合併して10年ですし、なかなか具体的なものはないのかなというふうにも思われるところでもありますけれども、ただ計画書の

中を見ていくと、平成27年の人口推計に対して、既に何年前ですか、これつくったのが、3年か4年前の、たった3年ぐらいの人口推計すらも実は下回ってしまっているというのが現実であります。やはり、そういった非常に変化の激しい、それが外れたからどうというのではなくて、やはり変化が激しいということが顕著にあらわれている数値ではないかなと思っています。

そんな中で、やはり生活圏が崩れていくというこの中心市街地、商店街も含めて市街地全体として生活圏が崩れ出してきているのが、人口減少からも見えてくるのかなと。あるいは、今回、商業者との懇談会の中でも、いろいろとお話をお聞きするところによると、私自身もそうですけれども、やはり大変な時代に入っているということです。

それで、先ほど具体的なこういう構想はない、ゾーンの方向性とか、そういった方向性は持っているけれども、具体的なものはない、町民の人から聞いて、これからつくっていく、これから考えていくんだということですけれども、どういう何か手法、例えば総合戦略の中でつくっていくとか、あるいは今これからどういった手法でつくろうとするのか、それとも皆さんから来るのを待つ体制なのか、その点についてお伺いをしたいのですが。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

ただいま議員がおっしゃられたとおり、人口減少、かなり急速に進んでいるという部分については、我々も認識してございます。

それで、地方創生については、当然、まち・ひと・しごとといった視点の中でこれらに対応していくといった形になってございますので、これから地方創生の部分、地方戦略の部分をもとめていくわけでございますけれども、それらに御意見いただくメンバーの中にも、商工業者ですとか、いろんな町民の方たちが入ってございますので、そういった中でいろいろな御意見をいただければなというふうに思っておりますし、当然これは行政だけが考えるべきものではないというふうに考えてございます。

先ほども申し上げましたけれども、今回のまちづくり計画も協働のまちづくりを進めていくといった中で策定しているものでございますので、当然、町民の方たちと一緒に課題を共通認識を持って一緒に考えていくと、そういった視点の中で、一つの手法としては地方総合戦略を検討していく中で、そういった御意見もいただいくといったふうに考えてございますので、そのような形でまずは進めていくんだということで、御理解賜ればなというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 具体的な話になりますけれども、具体的じゃないかな、総合戦略についてはいつごろまでに、ちょっと今、話もありましたけれども、どういう形で、どういう手法で煮詰めていくのかというのは、今現段階で決まっているのですか。

○議長（三倉英規君） 齊藤総務企画課課長。

○総務企画課課長（齊藤春樹君） 私のほうから、地方創生の部分ですので、お答えをさせていただきます。

今段階は、まちづくり委員会の中で地方創生について検討をいただくという形で、今、5月に新規委員さんを委嘱いたしまして、諮問をしてきたという段階でございます。

いろんな多方面からの参画をいただきまして、基本的にはまちづくり委員さん、町民の中でいろんな戦略を練っていくという前提で進めていきたいという考えでございます。

今後の日程ですけれども、最初に人口ビジョンというのをつくって、このむかわ町が2040ですとか2060年にどういった姿になっているかというのを推計した人口推計、それにプラスどんな施策を打って、どういう状況にしていくというのを目指す姿、そういったものをある程度イメージをつかんでいただきまして、それに基づきましてどういった戦略を打っていくかということで、町全体で考えていくということで、その人口ビジョンについては、8月ごろ形をつくと。そして、その後、具体的な戦略を盛り込みまして、10月に大体素案をつかって、その後、町民や議会の皆様にいろいろ御議論をいただきまして、最終的に12月までに策定すると。一応、むかわ町の策定スケジュールとしてはそう考えております。

以上です。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 全て、まちづくりだから当たり前ですけれども、総合計画ですから当たり前ですかね。子育てから始まって教育、それから働く環境というか、こういったものが、最終的にその働く環境ができることによって、市街地がいろいろと、中心部がいろいろと形成されていくという部分についても、やはり全部つながっている話で、総合戦略の中で今説明あったように、10月までには新たなものが出てくるということですから、その辺、問題はこういった人たちがどのように話するか、それとある程度町がリーダーシップをとった中で、確かにゼロベースでいくとはいっても、実際にはひな形とは言いませんけれど

も、たたき台持たないことには議論が進まないわけですから、その中に、やはり今までいろいろと議員の中、あるいは町民の皆さんから聞いてきた中のたたき台というものを一定程度つくりながら、当然そうなると思いますけれども、そういったものが、しっかりとしたものが示される形で事を進めていっていただきたいと思います。

その策定の結果、あるいはその途中経過もぜひ公表していただけるような形をとりたいと思うのですが、その途中経過について何か、例えば議会あるいは町民に対して公表していくような、今、考えはございますか。

○議長（三倉英規君） 齊藤総務企画課課長。

○総務企画課課長（齊藤春樹君） 地方創生のいろいろなことの説明については、後でお答えしようとは、北村議員のところだと思っておりましたので、ほとんどこちらでお答えしてもあれなんですけれども、基本的には、先ほどお話にあったまちづくり計画という土台がありまして、それに新しいいろんな地方創生の取り組みの中で、国や道やいろんなところが、いろんな力を込めて施策が出てきますので、それに合わせてむかわ町としてどうこうしていくかと、そういう部分を練り上げていこうと考えています。

町民の皆様にお示しするのは、その人口ビジョンの段階と素案の段階という形になりますけれども、まちづくり委員さんは各いろんな方面から出てきていただいているので、その中でいろんな御議論もいただけるのかなと期待をしているところでございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 途中経過を公表してほしいというのは、やはり町民の人の目に触れることによって、今そういうことやっているんだなということと、それと貴重な御意見、我々も通して、あるいは委員さんを通して、いろいろと出てくるのが期待されますので、ぜひ公表していただいて、よりよいものをつくっていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（三倉英規君） 昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は13時20分といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時20分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 三 上 純 一 議 員

○議長（三倉英規君） 次に、5番、三上純一議員。

[5番 三上純一議員 登壇]

○5番（三上純一君） 通告に基づきまして、2点について御質問いたします。

まず、教育環境の充実についてでございます。

教育環境の充実の観点から、学校のあり方について申し上げますと、一定規模というか、一定児童数というのが必要となってくるんだらうなというふうに、まず捉えているんですけども、少子化がこんなにどんどん進んでいるというのは異常でありますし、それに伴って全国の小学校も減少しております。

本町においても、小学校5校ありますけれども、27年度入学された児童数はたしか48名ということで、穂別小学校は10名、宮戸小学校は2名、さらに富内小学校は1名、仁和小学校にいたってはゼロというふうになっております。大変寂しい限りとしか言いようがないんですけども、教育委員会のほうとしてはこのまま右肩下がりですさらに減少していくのか、あるいは何とか維持されていくのか、その辺、今後どのように想定しているのか、まずお伺いをいたします。

もう一点ですけれども、道教育委員会における公立高校の配置計画案に伴う教育委員会の考え方ですけれども、これは先ほど13番議員も、さまざまなやりとりの中では一定程度考え方については理解いたしました。

そこで、同じ質問を繰り返してもどうしようもないなというところではありますが、具体的な考え方についてお伺いいたしますけれども、例えばこの配置計画の中で、離島の奥尻高校にいたっては、ぜひ高校は存続してほしいという、そういう思いから早くからいろいろ議論され、取り組んでこられたようです。その中で、道から町に移管する、譲渡と言うんですか、そういうケースも今回の配置計画案の中で示されております。最終的には、そういうこともありかなというふうな思いがあるんですけども、そういったものも今後視野に入れた検討というのは必要になってくるのかなということを考えますけれども、その点について、どのような見解があるか伺っておきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 中村生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（中村 博君） それでは、私のほうからお答えします。

まず、1点目の、今後の小学校の児童数の推移の御質問についてお答えいたします。

今後5年間で見ますと、鶴川中央小学校は現在226名の児童数であります。30年度には209名程度となり、1学級40名以下、1学年1クラス編成となり、次年度以降は1、2年で1クラスが若干増となりますが、減少する状況となっております。

宮戸小学校においては、児童数が19名前後で推移し、複式学級で全校3クラス編成で推移していく状況であります。

穂別小学校では、1学年1クラス編成で、児童数は各学年十名から二十名で推移して、1年生から6年生で十名から二十名で推移していきます。

富内小学校では、現在山村留学の4名を含めて10名で、31年には児童数が6名まで減少し、29年度と31年度は入学者がなく、2つの学年で欠学年となる見込みであります。

仁和小学校は、現在7名の児童数ですが、29年度に4名、30年度は3名、31年度は4名となる見込みであり、今年度入学者がなく、29年度、30年度にも入学者がない見込みで、3つの学年が欠学年になると想定されます。

児童数による直接的な課題としては、教職員の配置でございまして、事務職は児童数で15人以下で、養護教諭は10人以下で、教頭は2クラス以下になった場合に配置されない状況となります。したがって、現在5校の小学校のうち、富内小学校、仁和小学校においては、事務職員及び養護教諭の道費配置がなく、事務職員は町費で、養護教諭はスクールヘルスリーダーが対応している状況でございます。

また、今後見込みどおりに推移しますと、仁和小学校は29年度、富内小学校は31年度には教頭配置がない状況でございます。

以上のとおり、小学校の今後の児童の推移等の状況であります。

次の質問の、道教育委員会が公表した公立高等学校配置計画案に伴う今後の対応についてありますが、野田議員からも同様な質問がありましたが、現状は御理解いただけたかと思っております。鶴川高校では、現在では北海道教育委員会の再編計画では特に問題がないかと考えていますが、今年度の入学者が65名であり、町外からの高校寮の入寮者が27名、バス通学者が25名と52名が町外より入学しています。地元からの入学者が13名と減少している状況であります。

穂別高校においては地域キャンパス校として存続してきましたが、今年度19名の入学者で

あり20名を割る状況にあります。また、地元からの入学者が8名と少なくなっている状況であります。

今後、穂別高校においては再編調整の対象となることが十分考えられることから、地域キャンパス校として存続できるよう、20名以上の生徒を確保するために努力していく考えであります。

鶴川高校においては、さらなる魅力ある高校づくりの工夫と充実を図っていくことといたします。

○議長（三倉英規君） 阿部教育長。

○教育長（阿部博之君） 御質問の中の公立高校等に、一つの方策として、御提案の一つとしてお受けいたしますが、道内で町立高校を持っている学校というのはもちろん幾つかございます。いずれも道立高校とともに町内の町立高校を持っている学校が多いんでございますが、いずれも農業高校であったり、あるいは定時制であったり、そのような状況でございます。

むかわ町は道立高校が2つあるという現状の中で、これと似たような形で、一方を町立高校にするということも一つの選択肢としてはあるかもしれませんが、町立化となった場合の課題というものも、かなり経費的なものも含めてですけれども、多いということが想定されます。

このような中で、今現在町立高校へ移管して存続を図るという考えについては、選択肢の一つとしてはあるとは思いますが、具体的に、じゃその方向で検討しようという考えはございません。

13番議員の御質問の答弁と重複するかもしれませんが、現在行っている高校振興対策をさらに継続し、さらに方法等も改善すべきものは改善しながら存続に向けた取り組みをしていくという考えでございます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

[5番 三上純一議員 登壇]

○5番（三上純一君） 小学校の関係なんですけれども、小規模校ということでどこの学校もいろんな取り組みをしています。いわゆる特認校ということで、それぞれ知恵を絞って学校運営されている。さらに、学校というのは地域の集まれる場所、いわゆる最後の公共施設だというふうにも捉えられている。そういう意味では、学校は一生懸命やっているんですけれども、児童の絶対数がないということが現状だと。子どもたちにとっても、入学しても友

達がない。また、いないからできない。きょうはマスコミの方もおられますけれども、新生1人とかという、非常にクローズアップして取り上げていただいているんですけども、子どもたちにとっては、友達とのかかわり方とか、そういう意味で友達がない、できないというのは非常に私は問題だというふうに思っています。

こういう状況に対しては、保護者の方もそういう意味ではこういう小規模校、特認校というところでやっていますけれども、それを選択しない保護者もいる。やはりもっと子ども達がたくさんいるところのほうがいろんなことを学べていいということで、残念ながら特認校のよさが生かされていない。それが実態だと思うんですけども、その辺を捉えたときに、改めて教育委員会としては、子どものいわゆる目線というか、そういう立場で考えたときにどのように捉えているのかを改めて伺いたいと思います。

実は、最終的に入学する児童がいないとすれば、学校が一人、二人という話にもならないんで、やはり統廃合も含めた再検討、そういうことも検討せざるを得ないのではないかなというふうに思っているんですけども、その辺はどんなふうに考えておられるのか。

それともう一つ、それは一つの仮定の話ですけども、仮にそういう選択をせざるを得ないとなれば、今、29年度から実施されようとしている学校給食、これは親子方式という形をとろうとしていますけれども、そうした方式の見直しというか、そういうこともまた検討する状況になってくるのではないかなと思うんですけども、その点について改めて伺います。

○議長（三倉英規君） 阿部教育長。

○教育長（阿部博之君） 現状の子どもが少ない学校における教育上の課題としては、議員お話しされましたように、小人数の中で1学年一人というような状況もございます。そういう中では、教育上、現在の教育というものは、他人といたしましうか、ほかの生徒の考え方をいろいろ聞いた上で、一緒に一つの答えを見出すというような、そういうような教育方針だと思います。そういう中では、少ない人数の中で教育を進めていくというのは少し難しい困難な部分も、もちろんございます。また、競争心といたしましうか、競争心の中から自分自身も自立していくというような気持ち、これもやはり鍛えられるというのは一定の同級生等がいる教育環境だと思っております。

それと、現状で申し上げますと、例えば、音楽の時間、合唱というカリキュラムがあったときに、同学年ではこれはできないことになります。また、体育の時間でも、これはもう複数学年でまとめてやりますけれども、その学年に見合った体育という点では、なかなか教育、好ましいといたしましうか、適切な教育ができていくかということ、その辺は課題があると思

っております。

そういう意味では、小さな学校というところの教育的課題というのは非常に多いと思っております。この中から、将来的に児童数が減っていくということは、推測でございますけれども、現在の住民記録等からおよそ何人ぐらいということは想定されますので、そういう中ではこのままやっていけるかどうかということは、非常に大きな課題になっているのが現状でございます。

そこで、統廃合というのも一つのやはり選択として検討していかなければならないというふうにはもちろん考えてございまして、実は、平成20年3月に町立学校の統合計画というものを策定、示しております。これは、当時富内小学校ですとか、学校改修に伴う件ですとか、あるいは稲里、和泉の中学校、仁和の中学校ですね、こういったところの統廃合の考え方に対応するというか、合併後に町立学校の統合計画というものを示しております。この中では、2学級以下の小学校については、統廃合に取り組むということとされております。また、児童数が少ない学校については、将来の動向を見据えて検討していくというふうにされております。

現状で申し上げますと、仁和、富内については、平成29年にも2学級以下になることが推測されています。平成25年には保護者や学校との話し合いも行っている経過もございます。今後、教育上の課題を整理しながら、教育環境のあり方というものを検討して、これまで協議を行ってきたPTAとの再度確認をし、また地域との協議というものを急ぎ対応することとしたいと思っております。

また、さらにそういった中で合意形成ができた場合には、その段階で町議会にも報告してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） わかりました。

教育環境で申し上げますと、今の学校の体制というのが非常に重要でありますけれども、同時に子どもたちが安心して学校生活を送れるような、そういう環境も当然必要であるし、そういった学校生活、安定した、安全な学校生活を送れるような、そういう学校の周辺、これちょっと通告していませんから、あれですけども、例えばグラウンドの周辺、私も改めて今回のこの質問をするために学校をちょっと回って見たんです。

例えば、宮戸小学校なんていうのはグラウンドの周りを見ますと、御承知かとは思って

すけれども、我々学校を卒業してからももう五十何年もなりますけれども、その当時の木がそのままずっと伸びっ放しで大木になっているんです。教育長も知ってのとおり、グラウンドに倒れている木もあるし、太い枝が風で折れて、その折れた枝がどういうふう処理したのかちょっとわかりませんが、学校にも聞いていないんですけれども、非常に危険な状況、はっきり言えば、木が全部伸びっ放しです。今まで木の剪定なんてしたことも多分ないと思います。びっくりしたんですよ、改めてその大木を見て。本当に子どもたちがグラウンドで伸び伸びと安心して学校生活を送れる状況かなといったときには、ちょっとクエスチョンがつくなど。さらにそういうすごい大木が体育館の屋根までかぶっているんです。行って確認して見たらいいと思うんですけれども、あれはもう完璧に屋根が腐る原因ですよ。

ほかの学校の関係も、もう一回確認をして本当にそういう環境がどうなのかということ、改めて教育委員会としてやるべきではないかなというふうに思いますけれども、その点、考え方を伺います。

あと、高校の関係なんですけれども、今、私も次言おうと思っていたんですけれども、教育長、言ってくれたんで、町立に移管する中ではさまざまなことが考えられますけれども、例えば小樽市、今回の配置計画の中身を見ますと、当然小樽市も学級数が減っていますよね。どういうふうに取り組んでいるかという、いわゆる小樽は観光地でありますから、外国語だとか食、そういう観光に代表される地元産業に直結した学科、これは外国語学科になるかどうかわからないけれども、そういった学科に設置を、ほかの教育委員会に要望していますよね。それはそうだよなど、やはり生き残っていくためには何かやらないと。ちょっと自分たち、穂別高校を考えてみて、鶴川高校もそうなんですけれども、やはり我が町は基幹産業は農林水産ですよ。先ほど教育長言ったように、農業科という部分も、あ、そうだな、ありだな。結構就農される方もいるし、町としては期待もしているし、近隣校でやはりそういう農業科というのはどういう状況になっているのかな。改めて知りたいなと思っているんですけれども、そういう新たな科の新設というのは、これ、ちょっと可能なか不可能なのか、その辺の考え方も伺っておきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 阿部教育長。

○教育長（阿部博之君） まず、小中学校の教育環境、学習の環境という意味ではなくて、学校環境として、議員話されましたように、木が大きくなって災害等があればさらに児童生徒の安全にも不安があるというような状況は認知してございます。現状で即座に対応というのはまだちょっとしていない部分でございますけれども、学校敷地内であれば教育委員会が責

任を持って、危険は排除していかなければならないと思っております。調査した上で対応してまいりたいと思います。

また、敷地外の部分につきましては、その土地の所有者あるいは木の所有者というものが教育委員会所管でない場合がございますので、その際は関係部局と調整をしながら適切な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

それと、高校の存続に向けた新たな学科ということでございますけれども、確かに農業の町ですから農業科、あるいは林業の町ですので林業科というような科目を新たに設けて、そこに生徒を集めて学校の存続を図るということも一つの方策ではあると思っております。

ただ、現在高校というものが一部義務教育化されているというような言い方もされますけれども、やはり保護者は普通科の高校に進学させて、進路についてはその後のさらなる専門教育というような意見もあるかと思っております。そこで、現在の普通科と専科、林業なり農業の専門の科目を持つクラスといたしまししょうか、いわゆる二間口ということになってしまいますので、その産業系の科目には全道からある一定程度の子どもたちは集められるかもしれませんが、じゃ、そのもう一間口の普通科の部分に子どもたちが集まるのかとなると、それはなかなか現状から推測すると難しい部分があると思っております。個々存続ということを考えれば専業科を設けるというのも一つの案だとは思いますが、それ以上に子どもたちの進路の希望というのでしょうか、そういったものにそれが、専科を設けることが対応できるのかどうかということも、ひとつ考えなければならぬと思っております。

現在、全日制普通科でございますけれども、新しい高校づくりということで道のほうも道教委のほうも、いろいろな制度といたしまししょうか、そういうものを設けてございますので、その中で普通科に係る科目以外に、例えば産業教育をあわせて選択できるような制度もございますので、そういったことも含めて今後の高校のあり方というものを検討しなければならないと思っております。

ただ、これにつきましては、先ほど13番議員の御質問にお答えしたように、高校振興対策として町としてどう考えていくかということ協議会等の中で話し合いをしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 三上純一議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） はい、わかりました。

特に、穂別高校については、地域キャンパス校ということで、特色ある取り組みというこ

とでありますけれども、なかなかその辺が成果として出てこないという悩みもありますけれども、存続のためにより一層特徴的な取り組みを、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、2つ目の質問に入ります。

市街地活性化対策について伺います。

空き店舗バンクの考え方について伺いますが、御承知のように商店街がシャッター通りとなっておりまして、これはどこの市町村も同じ大きな課題を抱えています。形成する商工会、当事者ですから当然その責任もございまして、やはり行政として町の中をどうするか、ちょっと一歩踏み込んだ積極的な取り組みを示す必要があるというふうに考えます。

この件については、これも先ほど13番議員も質問されておりますし、今、議会の所管で継続審査でもやっておりますけれども、今現段階での調査の限りでは、なかなか店舗と住居が一緒だと、そういう問題もあるようです。しかし、空き店舗の所有者の意向、そういったものをきちっと調査して、空き店舗バンクというものを開設して、町内外にいろんな情報を発信して、店舗というか商店にこだわらないでさまざまな業種を対象とした活用の受け皿づくり、そういうものを検討する考えはないか伺います。

それと、御承知のように、既に住民参加型として、昨年9月から月に一度ですけれども、憩いの場サロン、みんなの茶店というふうに言われていますけれども、このことに関してですけれども、今いろいろな事情で月に一度しかやっていないと。今後もその方々はボランティア、何でもふやしてできるだけ開設する日をふやしたいというふうに言っておりますけれども、こういう住民参加型の取り組みに対しても、町も行政も積極的に支援するべきというふうに考えますけれども、その点についてはどのように考えているか、伺います。

また、パワースポット事業ということで通告しましたが、私のイメージでは観光スポットという部分も含めてになりますけれども、本町は鈴木先生あるいは田畑真紀さん、さらにはテレビコマーシャルのカイ君、そういった超有名な素材と言うか、たくさんあります。もちろん、これまで何もしなかったわけではないんですけれども、少ない方に限定した取り組みに終わってきていると。もう少し交流人口の回遊、広がりを持たせるべきだと、なかなかそれがつながっていないのではないかなというふうに思います。一步、四季の館から町の中あるいは穂別地区のほうに、恐竜も含めてですけれども、そういったうちちょっと回遊していただける方策を考えるべきではないかなというふうに思いますけれども、どのように考えていますか、その辺伺います。

○議長（三倉英規君） 鎌田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（鎌田 晃君） 市街地活性化対策についての御質問にお答えいたします。

1点目につきましては、現在、町内商店街において22店舗の空きがあり、そのうち14店舗において住居として使用され、8店舗が空き家となっている状況となっております。空き店舗は本来店舗所有者の資産であり、その活用は所有者の意思に任されるものではありませんが、町としましても、まず商工会と連携し、空き店舗所有者の貸し出し意向などを調査し、情報を整理した上で空き店舗の対策検討につなげたいと考えています。

2点目につきましては、今年度より地元力耕上促進事業補助制度を創設し、その中でまちづくり耕上促進事業及び起業力耕上促進事業において、地域資源を発掘したり活用する事業者などの取り組みに支援することとしております。

空き店舗を活用した住民参加型の取り組みにつきましても、本制度の支援ができるものと考えているところでございます。

3点目につきましては、町外から訪れる方々を四季の館を起点に町内に誘導するという御提案と考えられますが、現在の取り組みとして、恐竜パネルの展示により穂別博物館への誘導や道の駅に設置した観光案内モニターにより町のPR映像を放映するなど、町の情報や魅力を発信しております。

今後においても、町外者の方々に来町していただけるよう検討を重ねながら、交流人口の拡大や商店等における消費喚起につながる事業展開を関係機関、団体と連携してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 三上純一議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 空き店舗バンクについて、再質問させていただきますけれども、個人商店としてのにぎわいを維持していくということは、時代背景からして非常に難しいというふうに思います。

ただ、本町では御承知のように、先ほども申し上げましたけれども、空き店舗を利用して、そういう住民参加型の憩いの場のサロンだとか、あるいは高齢者の介護施設、さらに直近では観光協会の事務局が活用している。経緯はいろいろあるんだろうと思いますけれども、やはりそういう活用の方法というのも大いにありだなと思うし、そうすべきではないかなというふうに思います。

例えば、これは提案にもなるんですけれども、町の貴重な歴史的な資料というものが今ず

っと眠ったままですし、時々四季の館の図書館で展示されている部分もありますけれども、これはちょっと短編的な話で、町民に伝わっているのかなというところもありますし、そういうミニ資料館的なもの、あるいは、これはちょっと発想としては随分古い発想になりますけれども、フリーマーケットだとか陶芸家の展示だとか、そういった場所というのはなかなか文化祭以外にはない。そういう町の空き店舗ひとつ活用して、定期的にそういう町民参加型のイベントというか、そういうものも固定化できるような、そういう方法も私は考えられるのではないかなと、そういうふうに思いますけれども、そういった取り組みに関してもうちょっと行政も喚起するとか、そういう条件整備をするとかという、そういうアクションを起こしてもいいのではないかなというふうに思いますけれども、その辺改めて伺います。

それと、市街地に子育て支援住宅を建てました。当時は市街地にこういう住宅を建ててどうかというところもあったんですけども、最近、親子連れが町の中を歩く姿がよく見られます。これはすごい、いいな、うれしいな、そんなふうに思うんですけども、その後、町がお金を出して土地を安く売って、民間住宅を建ててもらった、いわゆる民間借家建設促進事業、こういったものを、当然成果として出てくるんだろうと。そういったものをもうちょっと視野に入れて、そういう施策を進めていくべきだと思うんですけども、その辺、町長のほうでも見解を、今回伺っておきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三倉英規君） 鎌田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（鎌田 晃君） 議員が今言われましたフリーマーケットだとか、そういった部分の使用の部分につきましてなんですが、今現在、繰り返しになってしまっていますが、現状を把握しておりませんでしたので、早急に商工会と連携しながら空き店舗のその所有者の意向をまず確認した上で調整を図っていきたい。実は、先日商工会の方ともお話しをしまして、実際には、店舗はシャッターは閉まっているんだけど、中が使用されているだとかということもございまして、正式な部分で調査をした上で、今後さまざまな利用対策ができるのかなということで、まずそちらを優先させていただきまして、調査をするという形の中で検討しているところでございます。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 市街地の活性化対策ということでございます。

両地区の店舗の関係について、現状は先ほどの答弁のとおりになっている。人口減少対策というのを、この際、これをV字型に回復する処方箋というのはまだまだ見つかっていない

かと思うところがございますけれども、議員御案内のとおり、今年度施政方針の中におきましても記しておりますが、町民参加、発案型の地元力耕上促進元年として位置づけながら、町民皆さん協働の事業、芽だし、夢づくりといった中で整備が行われて、要綱も今つくられたところがございますし、そういったところを照らし合わせながら、議員のほうから先ほど一例として住民参加型のサロンの支援というふうなことも具体的にお話ございましたけれども、そういった事業を活用することによって、その辺の底上げにつながってくるのかなと思います。

それと、より具体的な市街地というんでしょうか、これは両地区も含めての関係になるかと思いますが、これも御案内のとおり、現行のまちづくり計画、32年度までの中においても商工の振興対策の一助として、議員が触れられております市街地の回遊人口の増加事業といったような施策の頭出しもされているところがございます。この時期でございますから、全てに処方箋対応は完璧には行われませんが、まずは現状の共通認識を図りながら、こういった今ある、今掲げられている事業についてどう具体的に実践していくのか。こういったところを可能な限り町民の皆さんの思いだとか御意見を組み入れた中で、これまでも申し上げております協働のまちづくり、これらに努めていきたいと考えているところがございます。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） わかりました。

パワースポット関係なんですけれども、先ほど鈴木先生のお話もしましたけれども、例えば鈴木先生の手形をつくったり、あるいは田畑真紀さんの足形をつくったり、いわゆるそういうモニュメントをつくって、そこから、それに触れると頭がよくなるとか、入学合格祈願できるとか、そういった一つのエネルギー、先生方のエネルギーをもらうという、そういうパワースポットというか、そういうことも一つありかなと。これは何年か前に町民有志から町のほうに一つのアイデアとして提案されているはずですが、それ、どういうふうになったのか、立ち消えで、その提案した町民有志の方に対しても返しが、どう検討されたかということもなかったようなので、今回商工会の皆さん方と意見交換したときに、そういう話がでたんです。いわゆる、すごい先生方、真紀さんもいるのに、それをなかなか生かしていないんじゃないかということで、そういうちょっとした、四季の館から一步、町の中に足を運んでもらうような、そういう企画を組んでみたらどうかなというふうに今回も改めて言われたん

です。その経過、参考までに聞きたいんですけども、多分、資料はないのではないかなということ、なければいいんですけども、そういったことも一つの提案で、町民提案として大事にやはり検討して、町民に返していくべきではないかなというふうに思いますし、むかわというのは、例えば鶴川の河口あるいは歴史を感じるイモッペの地蔵尊、それから広大な牧場の風景、そういういわゆる癒しの空間というのがたくさん素材としてあります。そういうものも、特に1級河川の鶴川、清流鶴川というものも生かされていないし、そういうものも何か線でつながるような、広がりのあるような考え方を、行政も率先してやはり取り組むべきでないかなというふうに思いますけれども、改めてその辺について考えを伺いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） ただいま三上議員のほうから質問ございました、過去に商工会のほうからモニュメントの関係で御提案があったという経過について御説明を申し上げたいというふうに思います。

私どももその情報をいただいております、ちょっと調べた経過、その関係する書類がちょっと見当たらないという状況でございました。今後は丁寧な形の中でやはり町民の方々から提案をいただいたものについては、きちんとお返しをしていくということが必要なんだろうというふうに考えておりますので、今後はそのようなことがないように取り扱いをしていきたいということで考えております。

また、回遊するとか、町内をめぐっていくという部分におきましては、ことし食べまくりチケットというものをこれから観光協会さんと共有させていただきながら、500円のワンコインで町内外問わず飲食店に訪れていただいて、500円で食べられるというような企画も考えてございます。これについては、700万ちょっとの予算を組んでおりまして、そういう形の中で少し交流人口も拡大をしていくと。あるいは、先般、5月17日に鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会というものを、むかわ町それから平取町、日高町ということで3町でもって設立をしてございます。ことしからその札幌圏域周辺の人々を、交流人口の拡大ということで3町連携をして呼び込みをしていくということで、130万円ほどの負担金を計上してございまして、この中で町内に呼び込みをしていきたいという中で、体験ですとかあるいは観光施設等、そういった掘り起こしも、私どももしながら呼び込みをしていくということも考えてございます。なかなかモニュメントという部分では今考えはございませんけれども、そういったソフト事業の展開ということで、何とかそういった交流人口の拡大に向けて

いきたいという考えでございます。

また、先ほど鎌田主幹のほうからちょっと説明がありましたけれども、起業力耕上促進事業、これにつきましても来月の広報で周知をさせていただきます。現在、引き合いも何件かございますので、そういった中でも商店を活用した新たな起業というものもあるように聞いております。こういったものも活用しながら、商店街の活性化に少し向けていければなというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 時間もなくなってきたので終わりますけれども、我々議員もそうなんですけれども、町民もこの町を何とかしたい、そういう思いというのは皆共通してあるんです。いろんなちっちゃい提案ですけれども、いろんなことが町に対して出てくると思うんです、言われると思うんです。やはりそういうところは、どんなちっちゃいことでも、やはりきちっと部署で検討すると。それを町民に返していく。私はそういう謙虚な姿勢というか、そういうものが大事ではないかなというふうに思いますので、ごちゃごちゃといろんなことを提案いたしましたけれども、ぜひ検討してこの町を何とかいい町にしていくために努力していただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

◇ 中 島 勲 議員

○議長（三倉英規君） 次に、3番、中島 勲議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 通告に基づきまして、3点について質問をいたします。

先ほどの13番あるいは5番議員の方と内容的に似通ったことがありますので、なるべく重複しないように質問したいと思いますので、よろしく答弁をお願いします。

まず、第1ですけれども、本町の世帯減少、人口減少、少子高齢化への対応についてでありますけれども、言うまでもなく全国的にこの少子高齢化が進んで、これに鑑み国や道、そして市町村においていろいろな分野で政策展開がなされております。

この際、本町むかわ町での最近の少子高齢化の進捗はどのようになっているのかを、この実態を見きわめ、そしてこれに基づいて議論をするべきではないかということに鑑みて、実は、町民生活課から資料をいただきまして、そして私なりに分析をして集計をしてみました。

質問の通告書にも載せていただきましたけれども、こういう状態になっております。文章で読みますけれども、まず本町での過去5年間の推移を見ますと、世帯数は5年間で155戸減少、人口は979名減少、本年3月末での人口は8,784名となっているのが実態です。これをさらに年齢別に見た場合なんです、4歳以下の児童、これが5年間で比較すると68名減少していると。それから、5歳から19歳まで、このスパンでは206名が減少していると。さらに、20歳から59歳まででは773名が減少しております。それから、60歳から79歳までは44名の減少、逆に80歳から110歳の間では112名が増加していると、こういうのが直近のデータであらわれています。

この実態で深刻に思われますのは、1つ目に4歳未満の出生人口が非常に減少していると。しかも、統計を見てもみると全国平均を下回っていると、我が町の場合、ということ。さらに大事なことは、生産年齢人口と言われております、いわゆる20歳から59歳までの人口減少が著しいということでもあります。これを見方を変えてみますと、1次産業、2次産業、それに付随する3次産業を将来的に見た場合は、いずれの産業も衰退の人口構成であるということが明らかになっています。

ここで、本町の、今申し上げました人口動態を踏まえて、行政の基本である住民の減少と少子高齢化をどのように受けとめておられるのか、まず伺いたします。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） 本町の世帯減少、人口減少、少子高齢化への対応についての御質問にお答えいたします。

町民の減少と少子高齢化については、本町としても大きな課題と受けとめております。特に、人口減少は国立社会保障・人口問題研究所が試算した将来推計人口では、2010年と2040年を比較した場合に44.7%減少するとの数値を示されており、東胆振の中では一番人口減少が多い自治体とされております。

人口減少と少子高齢化がもたらすものの例として、先ほど議員も述べられておりましたけれども、地域の担い手である労働者の減少、そのことに伴う納税者の減少などさまざまな課題解決に向けた取り組みが必要と認識しております。

一方で、少子高齢化については単に悲観するのではなく、子どもを安心して産み育てる環境づくりへの取り組みと相まって、高齢者の健康長寿と高齢者が持つ知識と技能などの活用策を講じていく必要があります。

地方創生の取り組みは、まさに人口減少と少子高齢化の課題を解決するために行われるも

のであります。今年度策定するむかわ町総合戦略の中で、これまでの人口推移における減少要因や町の課題について検証を進め、これに基づき本町が講ずべき施策の基本的な方向性を整理してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） わかりました。

それで、もう少し細かく分けて考えてみたいと思うんですけれども、まず長期的に見て、幼児の出生が非常に減少していると、全国平均を下回っているということに対する対応なんですけれども、本町の場合見ますと、出生に関して、その後の子どもの教育、この点を本町の史実等で見ますと、まず子育て支援住宅を完備したと。それから、さらには小学校の放課後センターと言うのですか、非常に立派な施設をつくって小学校の授業の後をカバーしていると。それから、さらには来年9月から実施しようとしています学校給食と、こういうことをずっと見てみますと、これ、生まれた後の子どもたちの教育、親としての負担、心配、これはかなり少なくなっていくというふうに私は思っております。

ただ、そこはいいんですけれども、絶対的に少ない出生率、子どもが少ないということが、これを問題解決しないと、幾ら学校給食をしても、放課後センターをつくっても、この問題には解決にならないと思います。それで、私も含めてなんです、いつも話をする仲間という計算はしていたわけなんですけれども、そういう中で、出産祝い金制度、これをひとつ考えてはどうかと。でないと先ほど言ったように、小学校もできました、改築しました、いろいろ、こうやっているわけなんですけれども、その大前提となる子どもが生まれにくいということがありますので、ここに焦点を当てると。この祝い金制度、各地でいろいろやられておりますけれども、例えば私どもの会話の中でまとめたというか、意見が多かったのは、1人子どもが生まれた、そのときに20万円、それから2人目は30万なんです。3人目50万。全部で3人産むと100万、そうすると子どもたちに対する経費負担にかなり余裕が出てくるのではないかと。そうするとひと踏ん張りしようかという若い方もいるかという会話だったんです。それで、あえてここできょう発表させてもらいますけれども、そういうふうにして、地方創生の事業に絡めて何かいい案を出していただいて、生まれてくる子どもたちをふやしていただきたい、しなければだめだと。これが、年に何十人もではないわけですから、せいぜい数人になるかと思うんですけれども、そんなに財源的には大きなものではないというふうに思っております。この辺についての考え方について、いかがでしょうか。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） 議員からいろいろアイデアもいただきまして、そういった考え方もあるのかなというふうに受けとめさせていただきました。

地方創生に絡んで、確かに子どもが少なくなるといった状況についても、当然こちらのほうでもある程度は抑えてはありましたけれども、これから地方創生を検討していく中で、こういった部分も含めて検討させていただければなというふうに考えてございますし、また子どもが生まれるために、我々行政の中でも若手職員の中でもいろいろ話した中では、例えばですけれども、婚活というか、やはり御夫婦になられる方、そういった方も町内にふえていかなければ、当然お子様も生れていかないといったこともありますので、そういった部分も含めて、総体的な中で検討を今後していきたいなというふうに思っておりますし、議員からいただいた御意見は貴重な御意見として承りたいなというふうに思いますので、御理解願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

[3番 中島 勲議員 登壇]

○3番（中島 勲君） それから、先ほど私が年齢別に増減を分析したんですけれども、その中で80歳から110歳の方は112名ふえていますから、これはお年寄りに長生きしていただいて福祉厚生関係、目いっぱいやっていると思いますので、この辺はまず、余り今回問題にしませんで、問題は20歳から59歳まで、これは言ってみれば生産労働人口と言われているんですけれども、このスパンの方々が非常に少ないんですね。これは全国より少ないんです。この少ない人口をどういうふうに補っていくかということ、補うと言ったってこれは生まれてくるわけではありませんから補えないわけで、どうしてもやるとすれば、例えば先ほど言った1次産業、農業について言いますと、先ほどの数字を挙げたのは、あれは外国人を抜いての統計なんです。外国人は現在ことしの3月末で112名おります。ほとんど中国の研修生ではないかと思います。学校の先生もおられますけれども、ほとんど中国の実習生。この実習生と言いますけれども、実態を見ますと、農家の話を聞くとやはり労働力ということにかなりこだわっているということなんです。この中国の研修生をいかに持続して日本に来てもらうのか、さらには今農協でやっていますけれども、新規就農の受け入れ、待遇改善をやっております。これは、そんなに数的にはふえないわけなんですけれども、百十数名の研修生ですね、中国。ここが一番やはりポイントになるかというふうに私は考えています。

そこでまた御質問なんですけれども、先般、町長が町を代表して中国に、この関係で表敬

訪問されたというふうに聞いておりますけれども、今の問題について感じられたところがあったらお話聞きたいと思いますが、この、中国での日本への研修生の送り方の、向こうの考え方ですね。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先週、今、中島議員が御指摘されました関係で中国、ちょうど北京から約西に400キロ離れた山西省、太原というところがあるんですけども、そこの方たちがほぼ日本のほうに、とりわけむかわ町に研修というよりも実習生ということで、平成22年からこの間で450名を超えて、現在も70名近くの方が貴重なむかわ町の農業の中には、パートナーとして今お手伝いされているといったところから、農協の組合長等々と山西省、農業のほうの役所のほうに表敬訪問をして、この間のお礼とさらには今後に向けてのいろいろな交流活動も含めた中でのお願いということを含めて、今回訪問させていただいております。

先ほど言いましたように、現在も約70名の実習生の方々がいらしておりますし、今度は山西省のほうから7月にむかわ町の実習生の実態というのも含めて、中国のほうからこちらのほうにもまいりますので、そういった交流というのをとおしながら、それぞれの地域としての町の成長と言うんでしょうか、今後の展望につなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

[3番 中島 勲議員 登壇]

○3番（中島 勲君） 今後交流を深めていくということも賜ったんですけども、少なくとも、もうぼつぼつ、この制度は限度にきているとか、そういう向こう方の発言とかそういうのはなかったわけなんですか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 制度的に現行制度を見直す等々のお話にはなっておりません。今の段階、今後に向けてということでございますので、その辺は町としても慎重対応に努めていければなと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

[3番 中島 勲議員 登壇]

○3番（中島 勲君） そうすると、中国のほうも前向きに考えているというふうに受けとっていいんでしょうか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 現状としては、私はそのように捉えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 次に、変わりました第2番目でございますが、廃屋の対策についてでございますが、これについては、本町のキャッチフレーズは、「人と自然が輝く清流と健康のまち」と非常に潔癖なフレーズなんですけれども、それに基づいてふさわしいまちづくりも順次進められております。

しかし、むかわ町汐見と、それから日高町富川の境界付近の国道235号線、ここの道路、道道ですけれども、これに面している旧店舗が廃屋状態となって、かなり年数を経ております。私もたびたび通るんですけれども、非常に先ほどのキャッチフレーズとかけ離れた、逆に本町のイメージを損ねているというふうにとっております。

また、最近の情報ですけれども、近隣の方から、若者が集まるようなことも見受けられるということもありますので、この際、実態を調査しまして所有者と協議をして、そして撤去をすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） ただいまの廃屋対策についての御質問にお答えしたいと思います。

なお、個別の事例につきましては、物件所有者が特定されますので、個人情報の保護の観点から差し控えさせていただき、全体的な視点からお答えをさせていただきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

まず、廃屋については、現時点で詳細に数を把握しておりませんが、町内に数カ所、所在しており、空き家の実態把握と活用策等も含めて、今年度調査等を進めることとしてございます。特に、廃屋については、議員御指摘のとおり景観上イメージを損ねるとともに、倒壊の危険性などさまざまな要因を含んでおりますが、個人の財産であり、所有者の置かれている状況や事情もさまざまであるため、慎重に対応していく必要があります。

このため、ことしの調査結果に基づき、ことし2月から施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法により、全町的に対応してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

[3番 中島 勲議員 登壇]

○3番(中島 勲君) 個別の案件ですからこれ以上は申しませんが、いずれにしても、今触れられました空家特別措置法、5月から実施されておりますけれども、これの中の、御存じだと思いますけれども、4項目で空き家とは何かということをきちっと定義づけています。その中に、景観を損ねるおそれのある状態、これも空き家になるんです。御承知だと思いますけれども、ですから先ほど私が言いました空き家、店舗についても強制権まで与えられているわけですから、その辺をきちっとして、最終的に町のイメージを傷つけないような形の処置をしていただきたいというふうに思います。

前段の質問にもありましたけれども、この空き家、私の言っている空き家も含めて、ほかの項目で規定されている心配している状態、いろいろありますけれども、申し上げませんが、このようなおそれのある市街地の空き地対策、これを計画的に進めるべきであるというふうに考えますが、先ほどの質問とダブると思いますけれども、改めて質問をいたします。

○議長(三倉英規君) 渋谷副町長。

○副町長(渋谷昌彦君) 空き家の件でございますけれども、説明のとおり5月に全面施行された空家対策特別措置法でございます。そういったことで各町も今、少しずつ動きつつあるかと思っております。

私どもの町も、これは空家対策措置法に基づきまして、まずは町内の空き家状況の把握、調査というものに着手をしていきたいというふうに考えてございます。そういった中で、今、議員が言われたいわゆる特定空き家というふうになるかと思うんですが、非常に景観も損ね、危険性があると、いろいろ条件がございますけれども、そういった意味での特定空き家の指定なり、そういったものをしながら、次の段階というようなことで順次進めてまいりたいというふうに思っております。いずれにしましても、できるだけ早い時期に調査等の着手をしてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解をお願いいたします。

○議長(三倉英規君) 中島議員。

[3番 中島 勲議員 登壇]

○3番(中島 勲君) わかりました。

最後の質問ですけれども、第3ですけれども、防犯カメラの稼働状況、これは一昨年、300万ほどかけて設置してあるわけですが、これらの稼働状況といいますか、何というかちょっと表現が難しいんですけれども、実態どういうふうになっているのか、その辺に

ついて承知している範囲で構いませんけれども、お尋ねいたします。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） それでは、防犯カメラの稼働状況についてお答えいたします。

防犯カメラの設置につきましては、町民の安全・安心な暮らしの確保のため、町内における犯罪の予防と抑止を目的として、平成25年第3回定例会において予算措置し、平成26年3月末より運用を開始しております。

防犯カメラの設置場所についてでございますが、町内の交通の要衝となっており、人通りの多い場所として鶴川地区が中央通りと新生通りの交差点付近と交通ターミナル付近の2カ所、穂別地区がホッピー公園交差点付近の1カ所が撮影できる場所に設置してございます。

防犯カメラの基本システムについてでございますが、先ほど説明いたしました町内3カ所にネットワークカメラを設置いたしまして、継続的に撮影したネットワークカメラの映像を、インターネット回線を使用し、本庁舎の電算室に設置しております録画装置に一定期間録画するものでございます。

御質問のありました担当者の点検等につきましては、町民生活課生活環境グループの取扱者が週1回程度、モニター、録画装置及びカメラ本体の動作確認等の点検を実施しており、現在まで故障もなく稼働している状況でございます。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） この防犯カメラにつきましては、御承知のように本州等々でいろいろな凶悪事件が起きていまして、そのときに警察側と言うんですか、決め手になる一つがこの防犯カメラということにもなっておりますので、そういう点を考慮して、故障はないと思いますけれども、きちっと管理をしていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

◇ 北 村 修 議員

○議長（三倉英規君） 次に、11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 一般質問を行いたいというふうに思いますが、最初に、第1点は地方創生の取り組みについてであります。

さきの質問者の中で、私が質問通告してあります1、2について、一定程度回答がござい

ますので、再質問的な立場から質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、取り組みの状況との関連であります、あわせて内発的なプロセスの取り組みというふうに出しました。これは、御理解いただいているとは思いますが、いわゆるどういう取り組み方をするのかというのが第1点であります。

それから、もう一つは、この地方創生といういろいろな御議論があるところでございますけれども、しかし現段階にあってかなりこれからのまちづくり等々にも大きな内容を持つものであります。したがって、どのような戦略、計画をつくるかということが今、問われているところだというふうに私は思います。

先ほどの議論の中でも人口問題がございました。特に、町長の施政方針等々の中でも人口問題についての取り組みが行われていることは既に述べられているところでございますし、先ほどの答弁の中で、取り組み方としてまちづくり委員会等々に諮問といいますか、諮りながらということでございます。

しかし、そこで言われておるのは人口問題、人口推計等についてはそこにお諮りするということでありました。私はそれだけではなくて、やはり基本戦略、計画そのもの、ここにかかわる部分、これを住民参加の形にする必要があるのではないかと。住民からのさまざまな知恵、これを生かしていく取り組み、そのこと自体が今後の戦略、計画の中に住民ともども参加をしていく大きな力になるのではないかとというふうに考えているところでございます。そういう立場から、この点を改めて伺いたいというのが第1点であります。

それから、もう一つは人口問題でいろいろ、先日、北海道が発表した同じような計画による人口推計によりますと、45年後の2060年には、現状のままでいくと300万台になる、いわゆる現状の五十数%程度にしかないというような形の中で、出生率を上げるとか、そういう対策になっているようであります。

本町としても、これからの計画についてはそういう形になるんだろうというふうに思います。しかし、単純に言えば、現状のままで45年後を見ると五十数%で、じゃ北海道全体ということになれば、地方の町はほぼそれよりももっと低い、ゼロに限りなく近くなるような事態が想定されるということは、これは誰でもが考えるところでございます。

そこで、そういう御議論をしてもしょうがないので、私はそこに向かっていくための何が必要なのか、一番大事なのは、やはり人口をどうふやすかという、そういうことの前提となるのは、やはり内発的な力。やはり、これまで我が町が進めている地場産業を活用してそこに雇用を生み出していく、産業を生み出していくというこの力をやはりどれだけ広げて

いくのか。これは、今出されております起業力耕上事業ともかかわるんだろうというふうに私は思っておりますけれども、そののところをもっと明確にしていく必要があるのではないかとこのように思うところでもあります。その点で、そういう方向性として住民参加型で多くの意見も聞いていく、そういう事業にすべきではないかとこのように思っているところであります、2つ目にお伺いするところでもあります。

あわせて、人口問題とかかわって、直接的に今、現状で私なりに考えて最も有効ではないかというのは、通告もしましたけれども、農業後継者への支援という問題です。現在、農業後継者への支援は国の制度とも相まってあります。しかし、これらは新規就農であったり、あるいは御存じのように、後継者でも跡を継ぐ場合には、先代と変わった経営をしなければ該当しないという状況であります。こういう中で、本町では、後継者になりながらもこの制度になり得ない方たちがかなりいます。私は、ぜひこういうところにも目を向けていただいて、本当に産業後継者、農業後継者として多くの方たちがここに参加していただけるような方向をぜひ検討していただきたいということで、3つ目の問題で質問させていただきます。

以上が、まず地方創生の取り組みについてであります。

○議長（三倉英規君） 齊藤総務企画課課長。

○総務企画課課長（齊藤春樹君） 地方創生の取り組みについてお答えさせていただきます。

まず、1点目の総合戦略策定の取り組み状況ということでお答えさせていただきます。

昨年11月の国のまち・ひと・しごと創生法の交付に合わせ、本町においても、同月、むかわ町まち・ひと・しごと創生本部を設置し、役場内での検討及び情報収集体制をつくって取り組みを始めてきたところでございます。

御承知のとおり、市町村の総合戦略につきましては、国及び都道府県が定める総合戦略を勘案して策定することとされておりますが、国の人口ビジョン及び総合戦略は示されているものの、詳細な内容については調整部分がまだ多く、北海道の動きとしても本町と同様に今まさに策定調整段階となっており、ことし4月に各振興局に特命担当部長も配置されまして、市町村との連携をとる体制ができ、いろいろな情報提供や戦略策定に向けた助言をいただきながら連携して進めてきているところでございます。

本町での総合戦略策定検討会議としては、これまでむかわ町まちづくり計画の策定等で御尽力をいただいておりますむかわ町まちづくり委員会を充て、5月に最初の会議を開催して、むかわ町総合戦略策定について諮問をさせていただいたところでございます。

なお、総合戦略の策定に当たり、むかわ町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン等策定支

援業務の委託を5月に行い、既存の各種統計、調査資料等から、むかわ町の特性とその要因分析を行い、むかわ町の将来像を想定し基本的な方向性を定め、最終的にむかわ町総合戦略として12月までに策定するスケジュールとさせていただいております。

次に、2点目の策定に当たっての内発的なプロセスの取り組みという点についてお答えさせていただきます。

国の方針の中では、産官学金労言の総合戦略策定及び検証段階での参画を求めてきておりますが、本町といたしましては、まちづくり基本条例の趣旨であります自主自立と町民参画による協働、情報の共有という精神にのっとり、まちづくり委員会を総合戦略策定検討会議といたしました。

なお、専門的かつ多方面からの意見もいただけるよう、産官学金労言等からの意見反映についても配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

また、まちづくりの基本となる住民意識、意見の把握、反映も必要となりますので、総合戦略策定支援業務の中でこれまでに行ってきたむかわ町まちづくり計画における町民アンケート調査や、昨年行った子育て支援に関するニーズや満足度調査等を活用しながら必要な調査を行うよう検討中でございます。今後のむかわ町の人口ビジョンを示すことにより、むかわ町の将来を考える基本認識の共有化を行いながら、さまざまな可能性を掘り起こし、施策展開につなげ、人口減少の歯どめと地域の活性化、そして住みよいまちづくりとつながる総合戦略の策定に努めていきたいと考えております。

先ほど、地方創生をめぐる答弁の中で、人口ビジョンのみ、まちづくり委員会に諮るといような御趣旨の議員の御指摘の点ですけれども、その点については総合戦略を含めてまちづくり委員会の中で検討していただくということでございます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） 3点目の人材育成の強化にかかわる部分についてお答えいたします。

人材育成の強化については、むかわ町の総合戦略の大きな柱の一つと位置づけしているものです。特に、一次産業を基幹産業とする本町においては、これらを支える担い手の確保、育成は重要な位置づけとして捉えており、本年4月から地方創生の先行型として、行政とJAと関係団体が連携協力し、地域担い手育成センターの機能強化を図るため、新規就農を含めた担い手の人材育成の取り組みを進めているところでございます。

また、一方で地域コミュニティの充実を図り、町の活力を高めるためにまちづくり活動に携わる人材の育成も必要です。今年度からパイロット事業として、地元力耕上促進事業の補助制度の要綱を整備し、新たな町の活力を生み出していく意欲ある取り組みや起業家に対する支援をスタートいたしました。これらの支援を通して、将来のむかわ町を担う人材育成と地域の活性化につながることも期待しているところです。

人材育成の強化については、一次産業を中心とした担い手を含め、まちづくりに携わる多様な人材育成を総合戦略策定作業の中で、むかわ町に合った手だてや支援策を含めて整理してまいりますので、御理解を賜ります。

また、議員から御質問のあった、農業後継者支援で現行制度に適用されない場合の独自助成については、現行の基金事業の一層の工夫などを図るとともに、他の市町村の事例や農業振興対策協議会等の意見も踏まえて、研究、調査を進めてまいりますので、御理解を賜ります。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 2つほど質問しますが、1つは、取り組みでまちづくり委員会へ諮って戦略計画をつくっていくよということで、先ほど私が他の議員への答弁の中では人口問題というふうな形で発言されたので、そういう聞き方をしたんですが、全体的にかけるということのようですが、1つは、前段申し上げたように、この計画は降って湧いたような内容でもあるんだけど、しかし本町としても5年計画と考えているように、いわゆる準まちづくり計画に近い形になるわけですね。そういう点では、非常に、もっと幅広い形で町民の皆さんのニーズを集約していくということが、私は一つは大事になるんだろうなと思っています。

それから、私はそういうふうな中で率直にこの提案をしていったときに、今竹中町長が掲げている総合戦略の3つの点、子育て、人材育成、恐竜、これでいいのかという意見も私は当然出てくるというように思っているんです。私の述べているのも、さらにそれにプラスした意見なんです。

ですから、そういうものをも率直にくみ上げていって、この戦略計画をつくると、私はそれが大事だろうというふうに思っています。国のほうは手を挙げて早いほうには予算をやるぞみたいなことも言っていますけれども、決してそういうような取り組み方ではなくて、じっくり、やはり1年なら1年の時間をかけた中でしっかりしたビジョンをつくり上げていく。

本当にこういう取り組みが、これからの10年後、20年後という本町のあり方をつくり上げていくかどうかという、私はそういう大きな流れにもなるんだろうなというように思っていますので、ぜひそういうことでお願いしたいと思っておりますが、その点で改めて伺っておきたい。

○議長（三倉英規君） 齊藤総務企画課課長。

○総務企画課課長（齊藤春樹君） 今御質問いただいた点について御答弁させていただきます。

まず、幅広い意見ということでございます。まちづくり委員会の中でも、今回委嘱をお願いするに当たりまして、できるだけ若い方、女性の方、それから今まで参画されていなかった方ということで、20名のうち10名は新しい委員さんという形で、できるだけ多くの意見を聞けるようにという形にしました。もちろん、そこだけで全てのことが完結するわけではございませんので、いろいろな町民の皆様から提言をいただけるような工夫をしていきたいなと考えてございます。

それから、3つの柱ということで、子育て、担い手育成、恐竜だけという部分、これは既に3本の柱としてはお示ししましたけれども、当然この3本の柱で人口減少問題に立ち向かってはいけませんので、不足する部分、いろんな部分検討しながら、もちろん補完していくという姿勢ではおりますので、まずその3本柱でどういったところがクリアできるか、それはむかわ町の町の人の動きの特性ですとか、産業の特性ですとか、そういったことをいろいろ検討しながら、不足するものについて同じく柱として組み立てていくという考えになっております。

人口減少、全国的な現象ですけれども、それぞれの町で状況が違うという御指摘もあります。国の対策それから都道府県の対策、市町村の対策というのもそれぞれ違った視点で当然出てくるということになっていきます。ただ、総体として向かうところは国全体の人口減少の解消ですけれども、大きな問題として、自然増減、要するに出生者数をふやすという自然増減の問題、それから亡くなる方を少しでも長寿で健康で過ごしていただくと、そういう自然増減の問題と、それから社会増減、むかわ町に転入転出する状況の分析、そういったことも幅広く分析しながら、今般は国もいろいろな情報を提供していただいて、経済分析情報システムですとか今までになかったものの情報提供もいただいております。そういったことの中からむかわ町に合った総合戦略というのを策定して、いろんな危機的な状況に、それは35年後か45年後かわかりませんが、そういった長期のビジョンの中で今から動けることというのをこの5年間の総合戦略として定めていくという大きな流れの中にございますので、

一つの大きな、今後のまちづくりを考えるチャンスと考えて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（三倉英規君）　しばらく休憩します。

再開は15時30分とします。

休憩　午後　2時58分

再開　午後　3時30分

○議長（三倉英規君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（三倉英規君）　北村議員。

〔11番　北村　修議員　登壇〕

○11番（北村　修君）　この地方創生の関係で、取り組み方について確認をさせていただきました。

本来であれば、これは掲げている地方総合戦略3つの点をさらに拡大もするという答弁で、こういうものは町長からいただくのが本当かなと思っておりますが、町長も同様なことだというふうにして、御意見がなければそのとおりでというふうを受け取っていきたいというふうに思います。

それで、人口減少との関係、人材育成との関係で、この農業後継者支援策、これで近隣等々のほうも見ながらということもして、積極的な答弁もございました。ぜひお願いしたいと思っております。現在、新たに設けた農業センター構想の中で取り組まれている事業、なかなかすばらしいものがあります。そうしたものを引き継いで、ぜひ御努力をお願いしたいということを述べて、1つ目を終わります。

2つ目に入りますが、住環境の整備についてであります。

そのうち、第1点は、洋光団地の建てかえ計画、説明の中でも近々設計等の事業があつて、事業推進に入っていくというお話をいただいておりますが、これにかかわって、基本的には洋光団地にお住まいの方々が入居対象ということになるんだろうというふうに思うんですけども、しかし御存じのようにあそこは現在非常に安い家賃であつて、そういう中で生活を営んでおられるという方が大半であります。そういう点では、新築に伴って家賃等々の変化

によってなかなか入居等が難しいという状況にもなろうかと思っています。そういう点で、どのようにこの対策を考えていくということなのか。

従前、大原でもありましたけれども、この建てかえのころから行った人というのは、本当にごく少数の方でありました。まず、そういう点で、入居対象、家賃等々の考え方について伺っておくものでありますし、その際に、この2つ目になりますが、なかなか家賃改定等々の中で入居できないというような場合には、どういうふうな措置を考えておられるのか。あわせて伺っておきたいというふうに思いますし、私はそういう人たちがたくさん出る可能性だってあるというふうに思っています。また、地域住民の方々に聞きますと、もう年齢も年齢だし、ここをついの住みかというふうにしたいという方もたくさんおられます。

私は、そういう要望は要望として、実態もあわせながらですけども、聞いていくのも大事なことなのかなというふうに思います。幸いあそこは、津波災害の問題で言えば、本町の中では高いところであります。それなりの対応をすれば十分行けるところだなというふうな思いもあります。その辺のところ考え方を伺いたい。

さらに、あわせてこの洋光団地における現在使われていない、既に入居差しとめにしていくところでもありますけれども、古いものですから老朽そのものは激しい、中の床等もないというような状況のようでもありますけれども、しかしブロック建てということで、屋根を除けば一定程度の建物としてはそれなりに存在をするものでもあるなというふうに思います。

そういう点では、これをひとつ活用をするということも一つの手ではないのか。各地聞きますと、こういう古い公営住宅を、既にその範囲から外れたようなものを再利用すると。時には、利用する方に内装を自由にやっていただいて、自分でやっていただいてそこに住んでいただくというような方法をとっている自治体もあるようでございます。

この間、本町で新規就農ということを目指してきている方々の中で、なかなか住宅がないというのが現状であります。今、空き家の問題が議論されてきました。空き家対策も大事になってくるというふうに思っていますが、しかし、とりわけ新規就農で入る場合に高い家賃だとか、いい物件には金額上手が出ません。まだ、この営農がどうなっていくかわらない中での始まりなわけですから、できるだけそういう家賃等にはお金をかけない方法でということになるわけです。

ですから、そういうように向けた対策としてもそういう利活用があってもいいんじゃないかというふうに私は思うのでありますが、その点あわせてお伺いしておきたい。

第2点目は以上であります。

○議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

○建設水道課長（為田雅弘君） 住環境の整備についてということで公営住宅への質問ですので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、第1点目なのですが、今年度建設予定の末広団地につきましては、平成23年度に計画策定いたしました公営住宅長寿命化計画により、洋光団地の建てかえ団地として建設することとしております。

建築工事は、本年7月下旬発注を予定しており、平成28年2月末をめどに1LDK、47.41平米、4戸、2LDK、64.38平米、4戸を建設する予定となっております。

入居の方法につきましては、来年2月下旬から3月を予定しており、対象といたしましては、昭和40年から44年度までに建設されました洋光団地19棟、82戸に現在お住まいの36戸を対象とする予定となっております。

家賃につきましては、現在精査中であり確定はしておりませんが、入居者の収入により変動いたしまして、およそ1LDKが1万7,600円から4万6,600円程度、2LDKが3万4,600円から46,800円程度を予定しております。

現在建てかえを対象としております洋光団地の家賃は4,800円から7,800円ですので、およそ3.7倍から6倍となると思われませんが、建てかえ事業に伴い入居された場合、5年間の傾斜家賃を適用することができますことから、一定期間負担軽減を図ることとなりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

2点目の既存入居者の対応についてですが、既存入居者の対応につきまして、先ほど述べましたとおり、末広団地は建てかえ事業でありますことから既存入居者を対象にしており、対象となりました団地より入居希望が満たない場合、順次残りの洋光団地の建てかえ年次の古い棟より入居者を募る予定としておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

3点目の御質問なのですが、公営住宅の空き家の有効活用という観点からの御質問かと思われれます。

現在、政策空き家といたしまして入居していない公営住宅は、先ほど説明させていただきました公営住宅長寿命化計画におきまして、建てかえまたは取り壊しを予定していることから、今後とも新たに入居させることは想定しておりません。

また、議員御承知のとおり、公営住宅は公営住宅法にのっとり建設しておりまして、あくまで住宅に困窮している低額所得者のみの住居を対象としております。法の趣旨から、この

法に基づき建設されました住宅を他の用途に活用することは、現状を鑑みましても困難と思われるので御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 幾つか再質問しますが、1つは、今言われたように家賃が相当高くなる。5年間の猶予措置の対策をとったとしても、生保世帯などはそれはそれで住宅費も出ますからいいかと思えますけれども、そうでない世帯にあつては、これはゆるくないだろうというふうに思います。そういう点では、この地域住民の皆さんのやっぱりついの住みかにしたいという思いがあるのであれば、そのようなことであれば、それはそれできちっと理解してあげることが大事ではないか。そういう対策があつていいんでないかというふうに私は思うわけでありませう。ぜひその点を御検討いただきたいというふうに思います。

それから、2つ目には、既に取り壊し対象としたというところで、他の要素には公営住宅補助できないという、そういう考え方も、それはルールとしてはそうでしょう。しかし、この一定程度助成対象が終わったり、そういうものについて、それは全部そういうふうなもので当てはめるといふことにはなっていないはず。他の町村の中では、やっぱりそういうものを活用して、そしてやると。また、これは他の要素ではない。たまたま私が申し上げているのは新規就農者という形で言っていますけれども、これはやはり十分に住宅のない方ということになるわけなんです。

ですから、そういうふうなものに対してどういう形で支援してあげるのか。先ほどから言われている人口減少対策問題でも、この新規就農なりで本町に来ていただけるというののもう最大なことなわけですから、そうした事業を本気になって行政全体で支援をし広めていくと、こういう観点が必要だというふうに思うんです。その点ぜひ検討いただきたいということを申し上げ、御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

○建設水道課長（為田雅弘君） 洋光団地につきましては、平成15年度に策定されました公営住宅ストック総合計画におきましても大原第二団地ともに建てかえをする計画となっております。

このため、洋光団地内では下水道の処理区域となっておりますけれども、下水道管も整備されておりませうし、公営住宅の建てかえとともに下水道を整備する予定となっております。

また、今回建てかえを予定しております洋光団地をある程度住めるようにするためには、

うちのほうの試算としましても100万円単位のお金がかかるというふうに試算しておりますし、先ほど申しましたとおり、下水道が未整備で風呂スペースがないということで、内部補修費に相当何百万もかかるということで、2番目の質問なんですけれども、なかなか新しくその団地を活用していくということになりますと、なかなか厳しい問題があるかなというふうには考えております。

1点目なんです、すみません、順序が逆になりました。

今回建てかえを計画しております洋光団地に現在お住まいの方につきましては、建てかえ住宅に住みかえを促すということとはございますけれども、うちのほうから強制的に移転してもらうですか、そういうことはいたしません。あくまで希望者に限り転居していただくということになっておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） あくまでも希望ということは、追い出しはしないということだね。

そしたら、そこに住んでいたら、それはそれでいいよということだというふうに受けとめたいというふうに思います。

今も言われましたけれども、私はぜひ取り壊しの住宅について、そういう住宅に困窮するような場合、あるいはそういうことが求められるような場合に、対応する方というのは検討していいのではないかな。やはりこれからの人口減対策としてやる地方総合戦略の中での議論の中でも私は当然出てくるだろうなど。そういうのが出てきた場合には、それはそれできちっと議論をしていく、そういうものとして検討していく、そういう立場として私は考えていく必要があるんじゃないかと思いますが、改めて町長の見解を伺っておきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 私のほうからちょっと述べたいというふうに思います。

今、公営住宅の有効活用というようなことを含めての御質問でございましたけれども、担当の課長申し上げましたように、実態としてはそういった実態でございまして、まだ下水道が入っていないですとか、相当古いということと、旧型の2DKということで、非常に狭隘な住宅となっております。

それと、政策空き家というところは手が入っておりませんので、相当の傷みもあるというようなことから、新たな入居となると相当程度の改修等が必要ですし、改修してもなかなか

住みやすい住宅にはならないというようなことから、制度的に絶対できないということではなくて、そういうことを総合的に鑑みると非常にちょっと困難性があるかなということをございます。全面否定ということではございません。そういったことをちょっと1点つけ加えておきたいと思います。

それも1つとしながら、今、先般のいろんな質問の中にも空き家対策というものもございましたけれども、町内の空き家等も今後調査をしてまいります。

そういった中で、もっと広い全体の中で、町全体の中で、どこか活用できるところはないのかということも含めて、今の新規就農、ぜひ私どももそういった住宅等の準備も考えていく必要はあるというふうに思っておりますので、もう少し広い視野でも見ながら、洋光団地も一応含めてということで検討は今後進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜ればというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 天野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（天野良信君） 関連でございますけれども、農業サイドの新規就農に係る住宅確保の関係でございますけれども、むかわ町の地域担い手育成センターでは、平成27年度から新規就農希望者や新規就農者を支援するため営農区単位に新規就農協力員を配置いたしまして、当該営農区におきまして新規就農者の受け入れ等の話し合い、就農地の確保、それから空き家の情報収集などを行いまして、地域の農家の皆様とともに新規就農者を支援していくということで取り組むこととしております。

なお、この取り組みについては鶴川地区を先行させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 副町長のほうからも言われましたが、ぜひそういう方向で今後検討をお願いしたいというふうに思います。

3点目に入ります。

憲法を生かしたまちづくりについての質問であります。

先日北海道でも生活保護を受けている皆さん方が、裁判に訴えているというニュースが流れております。つまり、この間、生活保護法の支給費が引き下げられる、このままでは暮らしていくことができないという人たちがこの法に訴えたものであります。こうした事態がさまざまな形

で今国民の中に広がっております。

こうしたものとあわせて、昨今、この憲法改正の議論が非常に活発な状況になってきております。いろんな新聞報道等もございます。立憲主義に反すると、こういうふうな内容から非常に多岐にわたる議論が行われております。

そこで、私が今回お伺いしたいのは、この憲法を生かしたまちづくりという点であります。

御存じのように、この地方自治というのは憲法にきちっと位置づけられた基本原則の5つの一つと言われておる中で、さまざまなものがここに由来しております。

ですから、憲法第97条ですか、ここには国会を初め、国のそれぞれの議員さん、さらにはその他公務員を含めて憲法を守り尊重しなければならないという規定もあって、公務員になれる皆さんはそのことを宣誓し承認をして仕事につくと、こういうことになっているわけです。

こういう状況の中で、この憲法をめぐる議論が、私は今こそこれまで70年間この日本にあって今国をつくってきたこの憲法を、今こそまちづくりに、町政に、住民の命と安全を守るという立場にしっかりと合わせていく必要があるんじゃないかというふうに思っているところでございます。そういう点を踏まえて町長の見解を伺っておきたいなというふうに思うところであります。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 憲法を生かしたまちづくりについてお答えをいたします。

御質問の中で触れておりました町づくり基本条例でございますが、これは議員御承知のとおり、議会や町民の皆様の御意見をいただきながら定めたものでございます。

これは地方分権の進展に伴い、自己責任、自己決定が自治体運営に求められる中で、協働による自立したまちづくりを進めるため、情報共有、町民参加、町民主体などをキーワードとして基本的な制度や基本ルールを定めたものでございます。また、絶えず変化する社会情勢の動きに合わせた条例の見直しを規定しており、その意味では、町民、議会ともに守り、生かし、育てることを期待しているものでございます。

この意味から基本的条例の町民の皆様へ配布をした手引きでは、町の憲法として説明をしているところでございます。憲法を守り生かすべきとの議員の御指摘につきましては、こうした私どもの町の基本条例に通じるものがあるものと認識しておりますし、これまでも、またこれからも憲法を大前提としたまちづくりを進めるものでありますので、御理解を賜ります。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ぜひそういう方向でお願いしたいなと思います。

改めて言えば、釈迦に説法ですけれども、私ども我が町でつくり上げましたまちづくり基本条例、これは言いますと、今の地方自治と国との政策との関係の中で、なかなかこの3割自治とかいろいろな問題があってできない部分があると。もっと地方自治を、本当に地方自治に与えられた住民の命と暮らしを守る、ここのところを本当に発揮するという意味で、もっと広げたものにしていこうじゃないかと。いわゆる憲法94条の規定に基づいてこの基本条例というのはつくられてきています。今説明あったとおりだというふうに私は思っております。

ぜひそういう方向ですので、お願いをしたいというふうに思います。

最後になりますが、先日の新聞報道に、ちょっと離れますけれども、栃木県日光市の首長さんがこういう議会での発言をされているということが紹介をされておりました。

この地方公共団体の長として最高法規である憲法をもっていかなければならないというふうに述べて、現在の改正論議などについて非常に厳しい指摘をした発言をされておるというのがありました。そういうことにあわせて、改めて竹中町長の、これら憲法を守りながら町民の暮らし、命を守っていくという立場での考え方を伺っておきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） このたびの11番議員の憲法を生かしたまちづくりの表題についてお答えをしていきたいと思っております。

なお、現在国会で行われております安全保障関連法案等々のやりとりについてのコメントは差し控えたいと思うところでございます。

これも言うまでもなく地方自治に、先ほど紹介された新聞記事もありますけれども、私も地方自治に携わる一人として、現憲法についての民主主義、さらにはお尋ねの立憲主義、戦後からこれまで日本の平和、そして繁栄を支えている原動力になってきているものと考えております。その理念の、繰り返しますが、民主主義、さらには平和主義、そして基本的人権のこの崇高な決意、精神というのは大切にすべきであると思っております。

また、これも言うまでもなく、私も憲法を擁護し遵守して町政執行に当たってきているところでもございます。平和を愛する基本姿勢のもとで、町民の皆さんの生命、そして財産、これらを守ることが町政運営の基本であると考えておりますので、ぜひ御理解をいただきました

いと思います。

以上です。

○11番（北村 修君） 以上、終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（三倉英規君） 日程第6、報告第1号 むかわ町国民保護計画の変更に関する件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

上田総務企画課主幹。

〔上田光男総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（上田光男君） 報告第1号 むかわ町国民保護計画の変更に関する件につきまして報告を申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定に基づき、同条第6項の規定により議会報告するものであります。

計画書の変更につきましては、別冊議案説明資料と新旧対照表を既に配付済みであります。ここでは議案書2ページ目の資料、むかわ町国民保護計画の変更の概要によりまして御説明をいたします。

変更の理由としては、平成19年4月に、むかわ町国民保護計画を策定しましたが、以降、軽微な変更を含め計画の変更がされていないこと、また平成26年11月に北海道国民保護計画が変更されたことにより、町計画の整合性を図るため見直しが必要とされたことから、本年3月に国民保護協議会の会議において計画の変更を諮問し、決定したものでございます。また、北海道とは、本年4月に知事に対する協議書におきまして計画変更につき異議ない旨の回答をいただいております。5月に本町として計画変更をしたものでございます。

主な変更点としては、北海道国民保護計画の変更により、NBC攻撃、核、生物、化学兵器による攻撃への対処や避難等に関する事項など新たに追記しております。

また、各関係機関における組織改編に伴う変更、町の組織改編に伴う名称変更、統計の修正、文言の整理などの軽微な変更等について行っております。

以上、資料の説明とさせていただきますが、本報告案件につきまして御承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） 2ページでいろいろ説明をいただいたんですけども、NBC攻撃ということで、核兵器、生物兵器、化学兵器、とても物騒で、こんなことが起きたら避難するところか死んでしまうと私は思っているんですけども、このことで説明資料の19ページに、例えば弾道ミサイル攻撃があったときは、現行はコンクリート等の堅牢な施設等に避難することとなるというのがあって、それが変更案では、堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなるとなっているんですけども、むかわにそんな場所があるんでしょうか。

○議長（三倉英規君） 上田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（上田光男君） 先ほど議員からの質問ですけども、実際のところ核攻撃、あるいは生物・化学攻撃、こういったものが町でもしNBCのその攻撃に対応できるものがあるかという実態ですけども、そういう場合については、現実のところ難しいなという状況にあると思います。

実際のところ、そういった攻撃に遭ったときには、その専門的な知見から対処能力がある国あるいは道、消防機関、自衛隊などにその対処をしていただくような形を要請するしかないのかなというふうに感じております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） もしそんなことが起きたら、町民の命は町としては守ってあげられないという、そういう計画だということですね。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 19ページの弾道ミサイル攻撃の括弧書きのところの御質問かと思えます。

基本としてはその上段にありますように警報、これは国が発令するんですが、国が警報を発令した際には、まず屋内に避難をしてくださいというのが基本になってございます。できるだけその際に近傍のコンクリート造等々の堅牢な施設に避難ができるような状況ということで書かれているわけですので、その点お読み取りをいただければというふうに思っています。

○議長（三倉英規君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第1号 むかわ町国民保護計画の変更に関する件は報告済みといたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（三倉英規君） 日程第7、報告第2号 平成26年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 報告第2号 平成26年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして御説明いたします。

議案書の3ページをお開きください。

本件は平成26年度一般会計歳出予算の経費の一部を平成27年度に繰り越しを行いましたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

4ページをお開きください。

こちらの繰越明許費繰越計算書でございますが、2款1項には2つの繰越事業がございます。1つ目の行政総合システム更新事業は、役場内の基幹的業務に係る電算システム更新のため870万4,000円を繰り越すもので、全額一般財源でございます。

2つ目の地方創生事業につきましては、平成26年度の国の補正予算に係る交付金の採択を受けまして、第1回定例会におきまして追加補正した事業でございます。8,860万円を繰り越すもので、財源につきましては国庫補助金6,142万9,000円、道補助金500万円、及び一般財源2,217万1,000円でございます。

7款5項の町営住宅長寿命化事業につきましては、若草団地の6棟分に係る屋根の長寿命化工事のため1,704万3,000円を繰り越すものでございまして、財源につきましては、国庫補助金729万円及び一般財源975万3,000円でございます。

以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号 平成26年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件は報告済みといたします。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（三倉英規君） 日程第8、報告第3号 専決処分報告に関する件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 報告第3号 決処分報告に関する件につきまして御報告申し上げます。

議案書につきましては5ページをお開き願います。

本件は地方自治法第96条第1項第13号の規定によりまして、損害賠償の額を定めるものがあります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして次の事件を専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

内容でございますが、損害賠償の額は16万3,469円、損害賠償の相手方は議案書に記載のとおり、本町在住の方でございます。

本件は、200万円以下の損害賠償でございまして、議会の指定をいただいております町長の専決処分事項に該当しますことから、平成27年4月21日専決処分をいたしましたところでございます。

経過の概要につきましては、本年3月10日の大雪の際、町道を除雪していたところ、除雪の塊が停車中の車両後方部に衝突し破損いたしました。が、車両修繕処理が完了しましたことから、損害賠償の額を決定し専決処分したものでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第3号 専決処分報告に関する件は報告済みといたします。

◎承認第1号から承認第3号の一括上程、説明、質疑、採決

○議長（三倉英規君） 日程第9、承認第1号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町税条例等の一部を改正する条例）から日程第11、承認第3号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）までの3件を一括議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課主幹。

〔飯田洋明町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 承認第1号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例、承認第2号 むかわ町税条例の一部を改正する条例及び承認第3号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、関連がございますので一括して御説明させていただきます。

本条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日にそれぞれ交付され、原則、平成27年4月1日に施行されたことに伴いまして、関係する条例の改正が必要となりましたので、承認第1号につきましては平成27年3月31日、承認第2号及び承認第3号につきましては、平成27年4月1日にそれぞれ専決処分を行い、所要の改正を行ったものであります。

議案書の7ページをお開きください。

承認第1号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

説明の都合上、別冊にて配付しております議案説明資料の25ページ、地方税法等の改正に伴うむかわ町税条例等の改正概要により、主な改正内容につきまして御説明させていただきます。

改正の内容は、軽自動車税の税率の見直し等でございます。

1点目は、環境への負荷の少ない軽自動車を対象とした軽自動車税の税率を軽減する特例措置の創設でございます。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初回車両番号指定を受けた軽四輪等で、一定の環境性能を有する場合について、クリーン化特例が適用されることとなります。

具体的には、電気自動車等につきましては税率をおおむね75%軽減、ガソリン車のうち、平成32年度基準エネルギー消費効率プラス20%の軽四輪等はおおむね50%軽減、同じくガソリン車のうち、平成32年度基準エネルギー消費効率以上の軽四輪等はおおむね25%軽減する特例措置を講ずることにしたものでございます。

本規定につきましては、平成27年4月1日から施行することとしております。

2点目は、二輪車に係る軽自動車税の税率の引き上げ時期を、平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期するものでございます。

本改正につきましては、平成27年4月1日施行予定のむかわ町条例等の一部を改正する条例、平成26年むかわ町条例第4号による改正の施行期日を改正するためのものであるため、施行される前に改正する必要があるため、軽自動車税に係る改正について、次の承認第2号で御説明いたしますむかわ町税条例の改正とは別に、平成27年3月31日に専決処分を行い、同日に施行してございます。

なお、本条例の新旧対照表につきましては、議案説明資料27ページから29ページまでに記載してございます。

説明資料の27ページをお開きいただきたいと思います。

A3版の資料になってございますが、一番右側の列が改正前の内容になっております。その左側の列は今回の改正条例第1条による改正内容となっております。しかし、その左側の列に記載のあります平成26年むかわ町条例第4条による改正規定が、本年4月1日に施行されることとなっていたため、第1条での改正内容が即時この内容に置きかわってしまうこととなります。それを避けるために、今回の改正条例第2条により、平成26年の改正規定を改めまして、最終的に一番左側の列に記載しております改正後の内容になるものでございます。

本改正につきましては、むかわ町条例及びむかわ町条例の一部を改正する条例の2つの条例を改正することとなり、また一部改正条例の施行期日を改正する内容になっているため、若干内容が複雑な構成となっております。

議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

附則といたしまして、第1条に施行期日、第2条に経過措置を規定しているものでございます。

続きまして、承認第2号 むかわ町税条例の一部を改正する条例につきまして御説明いた

します。

議案書の11ページをお開きください。

本条例の改正につきましても、地方税法等の改正に伴いまして関係する条例について所要の改正を行ったものでございます。

恐れ入りますが、議案説明資料の25ページの改正概要をお開きください。

初めに、個人町民税に係る改正でございます。

1点目は、住宅ローン減税の拡充等措置について、対象期間を平成31年6月30日まで1年半延長するものでございます。

2点目は、ふるさと納税の特例控除額の拡充といたしまして、特例控除額の上限額を所得割額の1割から2割に拡充するものでございます。また、もともと確定申告が不要な給与所得者等の場合、寄附先が5自治体以内で必要な手続を行った場合、確定申告をせずに特例を受けられることになるものでございます。

次に、固定資産税に係る改正でございます。

土地に対して課税する固定資産税の負担軽減措置について、平成24年度から平成26年度までとなっていたものを、平成27年度から平成29年度まで3年間延長するものでございます。

新旧対照表につきましては、議案説明資料の30ページから39ページまでに記載してございます。

恐れ入りますが、議案書の14ページをお開き願います。

附則といたしまして、第1条に施行期日、第2条及び第3条に経過措置をそれぞれ規定しているものでございます。

以上がむかわ町税条例の一部を改正する主な内容でございます。

続きまして、承認第3号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書は15ページになります。

議案説明資料26ページの改正概要により、主な内容について説明いたします。

本条例の改正につきましても、関係法令の一部改正に伴いまして所要の改正を行ったものであります。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正でございます。

具体的には、5割軽減基準額の被保険者1人当たりの加算額24万5,000円を26万円に、2

割軽減基準額の被保険者 1 人当たりの加算額45万円を47万円にそれぞれ改正するものでございます。

新旧対照表につきましては、議案説明資料の40ページから41ページまでに記載してございます。

恐れ入りますが、議案書の16ページをお開き願います。

附則といたしまして、第 1 条に施行期日、第 2 条に適用区分について規定しているものでございます。

以上がむかわ町国民健康保険税条例の一部改正の主な内容でございます。

以上、一括して承認第 1 号、承認第 2 号及び承認第 3 号について御説明いたしました、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は承認番号順といたします。

初めに、承認第 1 号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、承認第 2 号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、承認第 3 号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから採決します。

採決の順序は、承認番号順といたします。

初めに、承認第 1 号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎承認第4号から承認第6号の一括上程、説明、質疑、採決

○議長（三倉英規君） 日程第12、承認第4号 専決処分につき承認を求める件（平成26年度むかわ町一般会計補正予算（第9号））から日程第14、承認第6号 専決処分につき承認を求める件（平成26年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号））までの3件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 承認第4号から承認第6号まで一括して御説明申し上げます。

まず初めに、承認第4号の専決処分報告につき承認を求める件でございます。

議案書の17ページをお開きください。

承認第4号につきましては、平成26年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）でございまして、歳入では譲与税並びに地方交付税がそれぞれ確定したこと、歳出では基金への積み立てなどに係る所要の補正を、平成27年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案の18ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,169万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億3,764万8,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成26年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳入により御説明申し上げます。

2款地方譲与税の453万4,000円の減額から4ページの11款交通安全対策特別交付金の28万8,000円の減額までにつきましては、それぞれ交付額の確定によりまして補正を行うものでございます。

このうち、10款地方交付税の1億2,712万1,000円の追加につきましては、特別地方交付税の確定に伴う増額分でございまして、3月交付見込額を上回り、最終確定額は5億3,052万8,000円となったところでございます。

15款道支出金につきましては、地域づくり総合交付金の確定によるものでございまして、冬の生活支援に係るものが5万円、恐竜化石発掘調査に係るものが500万円増額となった一方で、災害備蓄品購入に係る分が10万円減額となったことから、全体として495万円増額となったものでございます。

16款財産収入の172万4,000円の増額につきましては、町有林間伐材などの立木等売払収入が確定したほか、穂別・和泉の町有地につきましては、北海道の道路事業用地として買収となり増額となったものでございます。

17款寄附金につきましては、帯広市在住のアツミマサキ様から1万5,000円と苫小牧信用金庫様から200万円の寄附をいただいた一方で、ふるさと納税で見込みから800万円が減額となったことから、寄附金全体として598万5,000円の減額となったものでございます。

なお、平成26年度にいただいたふるさと納税は、総額1億1,581万7,101円となったところでございます。

18款繰入金金の1,986万円の減額につきましては、各特定目的基金の充当先の事業費が確定

したことにより、1目の地域振興基金繰入金から8目の基本基金繰入金までを減額したものでございます。

20款諸収入の186万円の減額につきましては、北海道市町村振興協会助成金などの年度末の見込みによるものでございます。

21款1項の町債50万円の減額につきましては、道路整備事業に係る事業費の確定によるものでございます。

7ページの歳出に移らせていただきます。

2款1項総務管理費、財政管理費の1億6,532万9,000円の増額につきましては、特別交付税の増額分と他会計への繰出金減による余剰分が、合わせて1億6,500万円を財政調整基金に積み立てすることなどによるものでございます。

6目財産管理費の増額につきましては、穂別地区情報通信施設に係る年度末の収入見込みにより5万4,000円を追加して積み立てるものでございます。

9目企画費の地域振興基金積立金につきましては、アツミマサキ様からの1万5,000円と苫小牧信用金庫様からの200万円の寄附金に係る積立金が増額となる一方で、ふるさと納税に係る収入が見込みを下回ることとなりましたことから、相殺により164万5,000円の減額となったものでございます。

3款民生費の6,884万5,000円の減額につきましては、国民健康保険特別会計において、直営診療施設に係る国からの調整交付金が増額となったことから、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

7款土木費と8款消防費につきましては、歳入の補正に伴う財源の変更でございます。

9教育費、1項教育総務費で、教育施設整備基金積立金の190万円の減額と鈴木章記念事業推進基金積立金の130万円の減額につきましては、ふるさと納税寄附金の確定に伴うものでございます。

4項博物館費につきましては、歳入の補正に伴う財源の変更でございます。

以上で承認第4号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の21ページ、承認第5号の専決処分報告につき承認を求める件でございます。

承認第5号につきましては、平成26年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございまして、歳入で国庫支出金の増加がありましたことから、所要の補正を平成27年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告

し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、22ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,884万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,046万8,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成26年度むかわ町国民健康保険事業補正予算（第4号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3款国庫支出金の6,884万5,000円につきましては、国の制度改正で特定地域における直営診療施設運営費の赤字額に対する交付基準が見直しされたことによりまして、特別調整交付金が増額となりましたことから、これを補正するものでございます。

3ページに進んでいただきまして、歳出でございます。

10款諸支出金につきましては、直営診療施設運営に係る特別調整交付金が増額となりましたことから、直診勘定への繰出金6,884万5,000円を追加するものでございます。

以上で承認第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書25ページの承認第6号の専決処分報告につき承認を求める件でございます。

承認第6号につきましては、平成26年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）でございまして、消費税及び地方消費税納付額が確定したことから、所要の補正を平成27年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案書の26ページにお開き願います。

第2条につきましては、収益的支出、2款病院事業費用の医業外費用に既決予定額の697万9,000円に12万4,000円を追加し、710万3,000円とするものでございます。

別冊配付してございます平成26年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）に関する説明書の1ページをお開きください。

収益的支出の1款病院事業費、2項医業外費用の3目消費税及び地方消費税につきまして、平成26年分として納付すべき額として確定しましたので12万4,000円を追加するものでございます。

なお、このことにより生じます収益的支出に対する不足額につきましては、仮受消費税として仕訳されました額を充てるものでございます。

以上で承認第4号から第6号までの説明をさせていただきました。よろしく御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は承認番号順といたします。

各会計とも質疑されるときはページ数及び款項目節または事業番号を指示の上質疑願います。

まず初めに、承認第4号 平成26年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）に関する説明書、別冊事項別明細書1ページから9ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと議案書つづり18ページから20ページ、予算総則第1表歳入歳出予算補正までの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、承認第5号 平成26年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する説明書、別冊事項別明細書1ページから3ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと、議案書つづり22ページから23ページ、予算総則第1表歳入歳出予算補正までの全般について質疑ありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 2ページの歳入ですけれども、先ほどの説明で制度改正があつて、赤字分の補填で6,800万ほど入ったんだという御説明なんですけれども、この制度改正、私はちょっと知らなかったんですが、ということは、毎年この交付金、財政調整交付金ですか、特別調整交付金を見込んでいいという解釈でいいんでしょうか。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） こちらにつきましては、特定地域に所在する直営診療所の運営費の赤字分に対する計算が大きく変わったということで、今後赤字が続いているうちは条例改正がない限り、基準が大きく変わりましたので、それなりの計算式に入れて計算する額がことしからも期待できるということにはなると思うんです。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） それはよかったことなんですけれども、赤字額は、大きいですね6,800万円は。これ、例えば赤字額に対してどの程度の割合とか、余り面倒くさくないのであればちょっと教えてほしいんですけれども。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） すみませんでした。調整交付金の計算の方法がありまして、施設の区分というところで、本町の場合、年間診療日数が130日以上260日未満という施設に該当します。今までの計算ですと、基本額で597万6,000円というものに年間の診療日数から129日を引いたものに単価3万3,008円というものを掛けて、それが970万円ぐらいになるんですけども、その3分の2の650万円ちょっとというものが今までの計算式だったということなんです。それが省令改正がありまして、まず基本額のところで1,127万5,890円ということで一気に上がりまして、それから年間診療日数引く129日に掛ける単価が、今まで3万3,000円ちょっとだったのが9万4,226円に改正されております。

それよりももっと大きいのが、それにプラス加算額というのがつきまして、こちらが年間の入院日数、今回の計算では3,580日という日数ですが、それに単価2万5,417円というものを掛けた計算式、こちら出したものに3分の2ということで今回このような形になったということでございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、承認第6号 平成26年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）に関する説明書、別冊事項別明細書1ページ、収益的支出についてと議案書つづり26ページ、予算総則について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第4号から承認第6号まで採決します。

採決の順序は、承認番号順といたします。

まず初めに、承認第4号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第5号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第6号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第15、議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の27ページと別冊配付してございます議案説明書の42ページをお開きください。

本件は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、旭岡地区の辺地総合整備計画の変更について、北海道知事との事前協議が調いでしたので議会の議決を求めるものでございます。

辺地の総合整備計画は、地方交付税におきまして、元利償還の80%が算入されます辺地対策事業債の発行条件として策定するものでございます。

議案書の28ページをお開き願います。

変更の内容につきましては、旭岡2号橋橋梁整備事業に係る事業費の総額を1億2,300万円から2億450万円に増額し、これに伴いまして、辺地対策事業債の予定額につきましても4,140万円から6,790万円とするものと、さらに事業費1億1,200万円の林業専用道芭呂沢支線整備事業を追加し、一般財源として見込んでおります5,712万円のうち5,700万円を辺地対策事業債として計画するものでございます。

それぞれの事業の施工箇所につきましては、別冊議案説明資料42ページに図示しておりでございます。

以上で議案第40号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎会議時間の延長

○議長（三倉英規君） 本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長させていただきます。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第16、議案第41号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤江地域経済課長。

〔藤江 伸地域経済課長 登壇〕

○地域経済課長（藤江 伸君） 議案第41号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件について御説明申し上げます。

議案書の29ページをお開きください。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を行わせる施設は、穂別稲里417番地1の樹海温泉はくは及び穂別32番地2の樹海温泉ほべつでございます。現行の指定管理者が平成27年8月31日をもって期間満了することから、引き続き指定管理制度を行うものでございます。

指定の方法につきましては、公募によりまして、4月17日から5月18日までの32日間募集いたしましたところ、1団体から応募がございまして、施行規則第9条に基づく選定委員会を9月22日に開催いたし、事業計画、内容等の審議を踏まえ選定したところでございます。

ただいま御説明申し上げました選考過程によりまして、指定管理者をむかわ町穂別稲里417番地1、株式会社シオニー代表取締役吉川敬一氏を平成27年9月1日から平成32年8月31日までの5年間、指定管理者として指定をしようとするものでございます。

以上で議案第41号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、三上純一議員。

○5番（三上純一君） 5年間の期間ということで再契約というんですか、樹海温泉ほべつの関係は利用者がふえているというふうに伺っておりましたけれども、このはくあのほうは、そちらのほうの利用状況というのはどういうふうになっているのか、捉えているのか伺います。

○議長（三倉英規君） 藤江地域経済課長。

○地域経済課長（藤江 伸君） 樹海温泉はくあ、稲里のほうの利用の関係でございます。

はくあにつきましては、平成23年10月に高速道東道が開通しております、そこでかなりの減少がされております。その後、人口減少等もありまして、若干下降気味とともに平成24年にほべつも温泉化によりまして、そちらの利用者がほべつのほうを利用するという事で利用者減などとなっております。

今後の見込みにつきましては、そのようなところを勘案いたしまして、今後5年間の中で10%程度減るのではないかということで積算しております。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

三上議員。

○5番（三上純一君） 10%の減ということを予測をしているようですけれども、これはこれまで直近の二、三年の減少傾向を見てそういう予測しているんだろうと思いますけれども、私はさらに減少率というのは上がるのかなというふうに思うんですけれども、こういう状況の中で、町としては引き続きこういう施設を維持していくのかということ、少し疑問符を持つんですけれども、考え方としてはどんなふうな考え方を持っていますか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 契約内容の関係についてでございますけれども、一応基本協定として5年間結びますということでございまして、実際の運用に当たっては年度実施協定というようなことで、毎年契約を更新をまいります。

そういった中では、絶対的な5年間を担保しているものではないということでございます。中間見直し等も考えることは可能であります。

それとあわせまして、公共施設の総合管理計画というものもまた今後つくってまいりますので、そういった中で、全体の施設等を見ながら今後のあり方というものを、検討というか考えてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第17、議案第42号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第42号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の31ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億5,207万3,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明いたします。

3ページの歳出をごらんください。

3款民生費の16万3,000円の増額につきましては、昨年4月の消費税率引き上げに伴い、国の臨時的な生活支援策として実施しております臨時福祉給付金支給事業と子育て世帯臨時特例給付金支給事業が今年度も継続されることになっておりますが、事業の継続に当たり、業務システムの改修が必要になりましたことから、これに係る経費として追加するもので、全額国の補助金を財源とするものでございます。

5款農林水産業費の2億3,939万9,000円の追加につきましては、いずれも国及び道の間接

補助事業でございます。

まず、事業番号1210地域農業推進事業につきましては、カボチャに係る土壌や出荷前作物の残留農薬の分析に対し補助する消費安全対策交付金85万5,000円と、地域の担い手を育成するため融資等を活用し農業用機械を導入する際の融資者に対して支援する経営体育成支援事業補助金を1,254万1,000円追加するものでございます。

また、1280農業基盤整備事業では、担い手への農地の集積、集約化を加速するため、農地耕作条件改善事業補助金といたしまして、2億1,222万円を追加し農業者の自力施工等による農地の区画拡大や暗渠排水整備を支援するものでございます。

さらに、1410鳥獣対策事業の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援補助金1,377万6,000円の追加につきましては、エゾシカによる被害の減少に向けた駆除活動に対し支援するものでございますが、行政報告及び大要説明で御説明させていただきましたとおり、町内の状況を鑑み、当分の間、当該予算の執行は保留していく予定でございます。

6款商工費の産業会館管理運営事務の80万円の追加につきましては、冬期間における強風時に産業会館青年研修室の窓枠が破損しましたことから、修繕対応するため増額するものでございます。

9款教育費の生涯学習推進基金積立金14万5,000円の追加は、穂別・高齢者の語りを聞く会様より会の解散に伴う清算金といたしまして14万4,954円について寄附をいただきましたことから、寄附者の意向に沿って当該基金に全額積み立てするものでございます。

歳入の説明に移らせていただきます。

2ページをお開きください。

14款国庫支出金につきましては、2項2目の民生費国庫補助金で、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給を継続するためのシステム改修経費に対する補助金として16万5,000円。

4項4目の農林水産業費国庫補助金で、農地耕作条件改善事業補助金といたしまして2億1,222万円を追加するものでございます。

15款2項3目の農林水産業費道補助金につきましては、農業費で消費安全対策交付金85万5,000円と経営体育成支援事業1,254万1,000円、林業費で鳥獣被害防止緊急捕獲活動に対するものといたしまして、農村環境保全対策事業補助金1,377万6,000円をそれぞれ追加するものです。

17款の一般寄附金で14万5,000円につきましては、穂別・高齢者の語りを聞く会様から寄

附金を追加するものでございます。

19款繰越金の増額につきましては、歳出追加補正額2億4,050万円に対し、歳入追加補正額から不足する一般財源といたしまして、前年度繰越金80万円を追加するものでございます。

以上で議案第42号の説明を終了させていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） これから説明に対する質疑を行います。

質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上質疑願います。別冊事項別明細書1ページから4ページの1総括、2歳入、3歳出全般についてと、議案書つづり31ページから32ページ、予算総則第1表歳入歳出予算補正までの全般についての質疑ありませんか。

佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） 1点お伺いをしたいと思います。

4ページの農林水産業費、農業基盤整備事業についてお伺いをしたいと思います。

さきの予算概要の中では8,100万という事業予算がついたところでございますけれども、そのときの説明では、43%の進捗で、その後の予算の見通しに全く予定が立たないという状況の説明でしたけれども、今回2億1,200万の予算がついて、大体申し込みの全戸の事業が実施できるということ、大変喜んでいるところでございます。

そこでお伺いしたいのは、区画整理についてはそれぞれ条件があって、個人の単価等も違ってくるかと思っておりますけれども、暗渠排水については10アール当たり15万円の定額と、そういう中身でございます。今までの通例から言って、実際にその個人負担というのが10アール当たり幾らぐらいになるのか、その辺ちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） 私のほうから農地耕作条件改善事業の関係について御答弁申し上げます。

この補助金につきましては、議員おっしゃるように、ことしの3月の予算委員会の中で、基盤整備事業の割り当てが43%程度ということで、実は予定していた要望額については1億8,810万円ほどだったんですが、そのうち8,100万しか予算がつかないという状態でございます。半分にも満たない事業費ということで、この間、道と協議をしております。新たな事業として今回この事業が出てきましたので、残った分の1億700万程度のものについて要望を上げますとともに、単年事業ということなものですから、来年度事業として28年分予定

していました1億500万円程度の事業費、これも含めてことしこの事業に申請を上げたというところでございます。それで2億円強の予算づけということになりました。

それで区画整理、それから暗渠の整備のその事業費の関係でございますけれども、区画拡大については10アール当たり10万円ということで、これも定額でございます。それから暗渠につきましても、10アール当たり15万円ということで定額の助成になってございますけれども、実際昨年以降実施をしている中では、業者さんの見積もりで、大体このぐらいの金額ということで実施をされているようでございます。実際には農家さんと工事業者さんとの契約ということになるものですから、その中身を見ますと、大体このぐらいの金額でおさまっているという状況で、手出し等については今のところないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 4ページの林業振興にかかわって、鳥獣被害防止のところでは1点だけお伺いしておきたいというふうに思うんですけれども、これはけさほど町長のほうから行政報告として述べられた関連であります。

1つは、部署でこれらに関連するものを地域にも出したというふうに言っていましたけれども、これらぜひ私どものほうにも配布を願えればありがたいなというふうに思います。

それと、この自粛をし、さしてこの予算を凍結していくということなんですけれども、事態によってはどういうふうに考えるのかと。これは、今さまざまな機関が取り調べの問題で今からるということはないだろうというふうに思いますが、本当に悪く考えられるような事態が起きた場合にはこうした措置をどうしていくというふうになるのかという問題なども心配されますし、あわせて自粛ということになると、鹿の被害対策で地域住民なりからそういうふうな要請があったとき、例えば熊の出没だとかそういうふうな要請等々があったときとか、そういうことも考えられます。そういうようなときにはどのような対応をするというふうに考えておられるのでしょうか。そこだけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） 鳥獣の関係についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、自治会に配布した文書の関係でございますけれども、これは控えでございますので提出をしたいというふうに思います。

また、自粛をする部分で、その対応についての質問でございます。

鹿の駆除自体は、今、鵜川地区においては鵜川農協さんが猟友会に対して駆除の要請が出ているということで、許可については北海道から4月の初めから9月いっぱいという状況になってございます。

当面、6月いっぱい自粛をするという猟友会さんの申し出に基づきまして今自粛をしているという状況でございます。

予算の執行につきましても、当然この間の駆除期間については自粛をするということですから、そこを見ながら今後どうしていくかという話になりますが、今言われるように捜査の今最中ということでございますので、その捜査の結果を見て猟友会さんと協議をしてまいりたいというふうに思っております。

それから熊の関係につきましては、これについては鵜川地区、それから穂別地区それぞれに熊の捕獲わなを、これは継続中で設置をしているところでございます。

先般も4頭目、熊が入りまして駆除しておりますけれども、この熊の駆除に当たっては、実際に今言っているように捕獲わなというところでとめ刺しをするために銃器を使うというようなことで対応してございますので御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第18、意見書案第4号 日本を「海外で戦争する国」にする「戦争立法」の廃案を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 意見書案第4号について、提案説明をいたします。

日本を「海外で戦争する国」にする「戦争立法」の廃案を求める意見書（案）。

安倍政権は集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定、2014年7月1日を具体化するための法案を国会に提出いたしました。

その中身は、米国が世界のどこであっても戦争を始めたら、自衛隊が戦闘地域にまで行って軍事支援をする。日本に対する武力攻撃がなくても時の政権の判断で集団的自衛権を発動し、米国の先制攻撃の戦争にも参戦するというものです。

これは、米国のあらゆる戦争に自衛隊を参戦させ、日本を海外で戦争する国にする戦争立法にほかなりません。憲法9条を壊す違憲立法に反対し、閣議決定を具体化する「戦争立法」を廃案にすることを強く求めるものです。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

山崎議員。

○1番（山崎満敬君） この「海外で戦争する国」にする「戦争立法」、私、この集団的自衛権行使容認を柱とした法案、ここは支持していて、有事の際にただ指をくわえて待っているということにはいかないので、私は支持したいと思う。

よって、この「戦争立法」という考えは全くありません。加えまして、この「戦争立法」

というような考えで地方議会が提出するということにはなじまないのので反対意見とさせていただきます。

○議長（三倉英規君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 原案に賛成する立場から二、三討論をさせていただきます。

現意見書（案）は集団的自衛権、つまり日本が攻められているわけでもない、日本国民が傷つけられているわけでもない、そういう中であっても集団的自衛権の行使ということで、今、関連法案を見れば、アメリカのする戦争ということになっておりますが、これにアメリカがどこかで戦争をすれば、たとえ地球の裏側であろうと日本の若者をそこに出すという内容であります。

そういう点では、言われているように有事というそのものでありますし、まさに戦争法案そのものだというふうに、憲法学者の99%と言われておりますが、人たちが判断をし、違憲だと、憲法違反だと言っておられます。

さらに、ここにお持ちしたのは、6月11日の毎日新聞の論説でありますけれども、やっぱり違憲法案だということで、憲法を恣意的に解釈を変更した、このようなことを持ち出すというのはやはり間違いであるというふうに述べている。今そうした世論が日に日に大きくなって、NHKの世論調査でも、今この法案を議決すべきではないというのが多数になっていきます。

そうしたことから、私は当然町民の多くもそういう立場だということを鑑みてこの意見書を提出することが非常に大事な問題だということを申し上げたいと思います。

そして、2つ目に、私の父は戦争に行きました。私は戦後の23年の生まれで戦争は知りません。しかし、この70年間、私も70年の人生をもう少しで迎えようとしていますが、幸いに徴兵制にも遭うことはありませんでした。私の父やその先代たちは、わずかな人生の間にどれほど徴兵制、戦争というところに大変な人生を送られたかと思っています。私の父の兄弟も戦死をしています。兄貴が終戦で帰ってきたのは昭和24年です。その中に私は生まれました。その後、私の父は新たな仕事につくことになるわけです。人生が変わったと言っています。

私は、今こういう事態、暴政が行われて、そんなときに、私の孫を初め、これからの子どもたちからあなたは町政であろうと政治の一端を担った者として、何をしていたんですか、そういうことを言われたくありませんので、ぜひともこういう戦争をするような法案はきちんとやめていただく、そういう立場に立ちたいと。そういうことで賛成討論とするものであ

ります。

以上であります。

○議長（三倉英規君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（三倉英規君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第19、意見書案第5号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

2番、佐藤 守議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） それでは、平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案について、皆さんのほうに既に意見書（案）が配付されておりますので、要点のみ説明をしたいと考えております。

平成22年政府、労働界、経済界の代表でつくる政府の雇用戦略対話において、最低賃金はできる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指すとの合意をしました。

昨年、北海道地方最低賃金審議会が答申書に初めて800円、1,000円への引き上げに向けた道筋をつけるための表記がなされました。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成27年度の北海道最低賃金の改正に当たり、以下の措置を講じるよう強く要望する。

1、雇用戦略対話合意に基づき、早期に800円を確保し、平成32年までに全国平均1,000円

に到達することができるよう、平成26年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が道内高卒初任給（時間額916円）を下回らないよう適切な水準を確保すること。

3、最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出をいたします。

よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第5号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査報告書の件

○議長（三倉英規君） 日程第20、所管事務調査報告の件を議題といたします。

本件について、別紙配付のとおり総務厚生文教常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査報告書が提出されております。

調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生文教常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生文教常任委員長（津川 篤君） 特にありません。

○議長（三倉英規君） 次に、産業建設常任委員長、報告はありませんか。

○産業建設常任委員長（佐藤 守君） 特にありません。

○議長（三倉英規君） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで各委員長報告に対する質疑を終わり、各常任委員会の所管事務調査報告については報告済みといたします。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（三倉英規君） 日程第21、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生文教常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会、並びに議会広報委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員の派遣に関する件

○議長（三倉英規君） 日程第22、議員の派遣に関する件を議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり、全道町村議会議員研修会が予定されております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたと思います。

なお、日程の変更など細部の取り扱いについては議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（三倉英規君） お諮りします。

本定例会の会議に付託された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成27年第2回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員